

第3章 都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周辺地域の概況

3.1 事業の実施予定場所

事業計画路線の事業実施予定場所は図3.1.1に示すとおりであり、大阪市北区、福島区、西区、中央区及び浪速区の5区に位置する。事業計画路線の周辺は、高層高密度の市街地であり、全域が商業地域に指定されている。

3.2 事業の実施予定場所の周辺地域の概況

事業計画路線の周辺地域（大阪市北区、福島区、西区、中央区、浪速区及び西成区）の、社会経済、生活環境、自然環境及び社会文化的環境等の概要は以下に示すとおりであり、既存資料をもとに把握した。

3.2.1 社会経済の概要

(1) 人口

(a) 面積及び人口

平成30年の大阪市域及び事業計画路線の周辺地域の面積・人口等は表3.2.1に、平成26～30年の人口の推移は表3.2.2にそれぞれ示すとおりである。

大阪市域の総面積は225.30km²であり、人口は平成30年10月1日現在約273万人、人口密度は12,095人/km²となっている。

事業計画路線の周辺地域の面積は40.85km²であり、大阪市全体の18.1%を占めている。人口は、平成30年10月1日現在約59.0万人となっており、大阪市域の21.7%を占めている。人口密度は14,451人/km²となっており、大阪市域の12,095人/km²と比べて高くなっている。

表3.2.1 周辺地域の面積及び人口

(平成30年10月1日現在)

項目	面積	世帯数	人口	人口密度	1世帯 当たり人員	
市区名	(km ²)	(世帯)	(人)	(人/km ²)	(人/世帯)	
大阪市	225.30	1,412,983	2,725,006	12,095	1.93	
周辺 地域	北区	10.34	80,383	133,123	12,875	1.66
	福島区	4.67	40,201	75,896	16,252	1.89
	中央区	8.87	62,681	98,094	11,059	1.56
	西区	5.21	57,766	100,437	19,278	1.74
	浪速区	4.39	50,595	72,991	16,627	1.44
	西成区	7.37	69,711	109,764	14,893	1.57
計	40.85	361,337	590,305	14,451	1.63	

(注) 上記数値は、平成27年国勢調査に基づく結果である。

出典：「大阪市統計書 平成30年版」(大阪市)

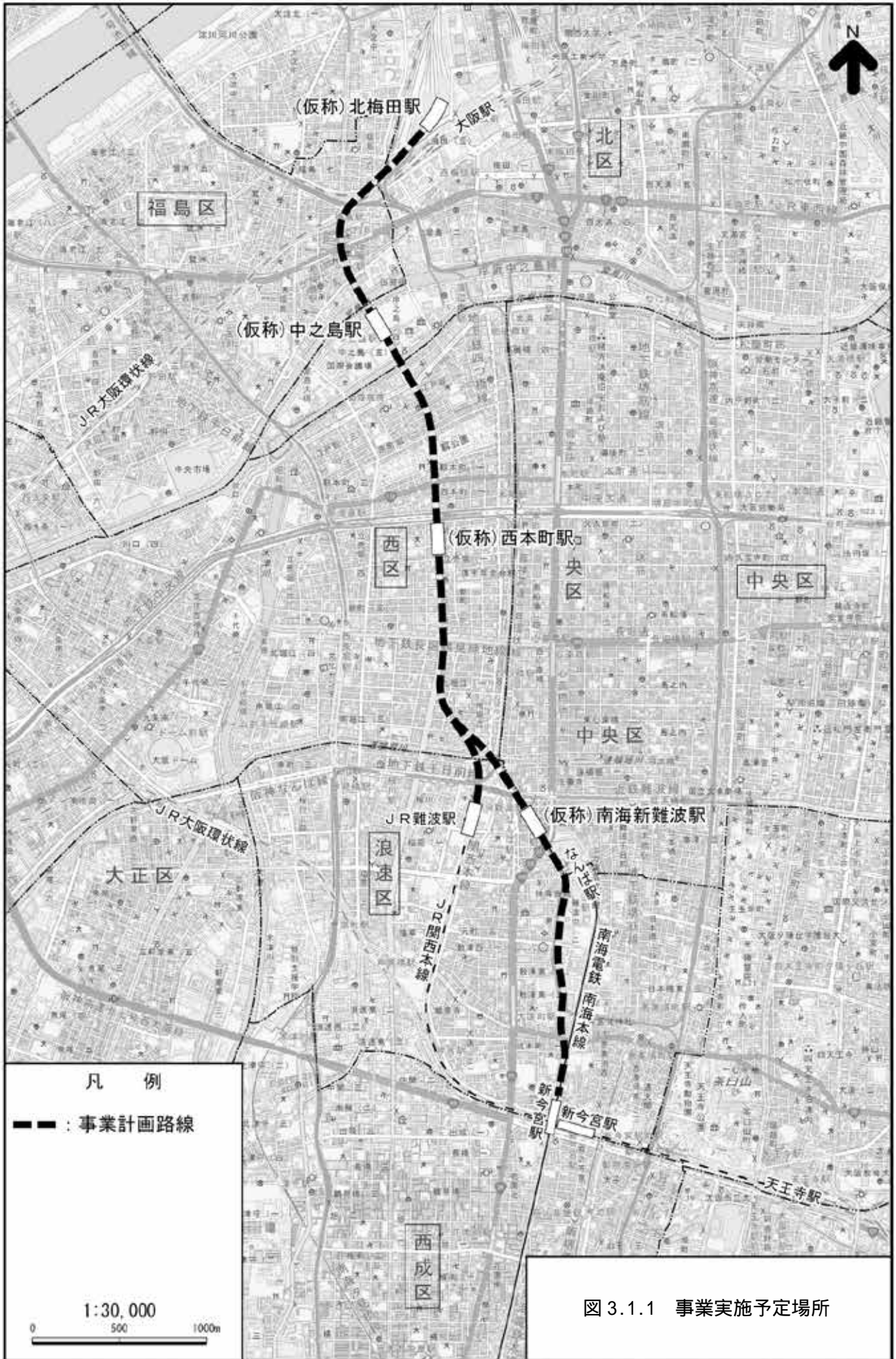


表 3.2.2 周辺地域の人口の推移

(各年 10 月 1 日現在)

項目 市区名		人 口 (人)				
		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
大 阪 市		2,679,808	2,691,185	2,702,033	2,713,157	2,725,006
周 辺 地 域	北 区	120,672	123,667	125,983	129,412	133,123
	福 島 区	71,765	72,484	73,352	74,381	75,896
	中 央 区	88,963	93,069	95,457	96,438	98,094
	西 区	89,740	92,430	95,522	97,667	100,437
	浪 速 区	67,169	69,766	71,001	72,350	72,991
	西 成 区	114,028	111,883	110,925	110,410	109,764
	計	552,337	563,299	572,240	580,658	590,305

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」(大阪市)

(b) 昼夜間人口

平成 27 年の昼夜間人口は表 3.2.3 に示すとおりであり、事業計画路線の周辺地域における夜間人口は約 56.3 万人、昼間人口は約 135 万人となっている。

表 3.2.3 周辺地域の昼夜間人口

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

項目 市区名		夜間人口 (人)	流入人口 (人)	流出口 (人)	昼間人口 (人)
大 阪 市		2,691,185	1,092,061	239,797	3,543,449
周 辺 地 域	北 区	123,667	313,860	26,394	411,133
	福 島 区	72,484	39,270	21,692	90,062
	中 央 区	93,069	380,552	19,067	454,554
	西 区	92,430	106,747	22,342	176,835
	浪 速 区	69,766	48,304	12,619	105,451
	西 成 区	111,883	20,919	17,172	115,630
	計	563,299	909,652	119,286	1,353,665

(注) 年齢不詳のものを集計から除外しているため、確定人口とは一致しないことがある。

出典：大阪市ホームページ「平成 27 年国勢調査<大阪市の昼間人口>」

(c) 産業別従業者人口

平成 28 年の産業別従業者数は、表 3.2.4 に示すとおりである。

大阪市域の産業大分類別従業者数割合は、第 1 次産業 0.0%、第 2 次産業 14.3%、第 3 次産業 85.7%となっている。事業計画路線の周辺地域の産業大分類別従業者数割合は、第 1 次産業 0.0%、第 2 次産業 9.3%、第 3 次産業 90.6%となっており、大阪市域とほぼ同様な構成となっている。

表 3.2.4 周辺地域の産業別従業者数

(平成 28 年 6 月 1 日現在、単位：人)

産業大分類	大阪市	周 辺 地 域						計	
		北 区	福島区	中央区	西 区	浪速区	西成区		
総 数	2,209,412 (100.0)	452,361 (100.0)	56,374 (100.0)	501,345 (100.0)	148,280 (100.0)	67,204 (100.0)	40,883 (100.0)	1,266,447 (100.0)	
第一次産業	農業、林業	447	10	103	10		3	126	
	漁業	0						0	
	小 計	447 (0.0)	10 (0.0)	103 (0.0)	10 (0.0)		3 (0.0)	126 (0.0)	
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	32	2					2	
	建設業	115,531	23,399	2,542	20,442	11,605	4,085	1,793	63,866
	製造業	199,334	17,542	3,656	16,491	6,160	4,526	6,160	54,535
	小 計	314,897 (14.3)	40,943 (9.1)	6,198 (11.0)	36,933 (7.4)	17,765 (12.0)	8,611 (12.8)	7,953 (19.5)	118,403 (9.3)
第三次産業	電気、ガス、熱供給、水道業	8,548	3,969		2,620	832	59		7,480
	情報通信業	126,711	44,152	3,829	43,198	14,787	2,758	59	108,783
	運輸業、郵便業	104,350	12,960	2,658	8,674	4,352	2,646	2,297	33,587
	卸売業、小売業	545,635	91,232	19,798	140,466	47,885	21,059	9,691	330,131
	金融業、保険業	85,924	17,637	667	44,173	5,515	2,252	452	70,696
	不動産業、物品賃貸業	84,888	15,689	2,201	22,114	6,080	3,021	1,421	50,526
	学術研究、専門・技術サービス業	101,106	28,986	1,454	32,487	10,099	1,857	240	75,123
	宿泊業、飲食サービス業	217,507	58,635	6,173	46,083	8,896	6,752	4,613	131,152
	生活関連サービス業、娯楽業	78,985	16,010	1,342	16,578	2,575	3,312	1,437	41,254
	教育、学習支援業	47,107	8,924	404	5,683	1,432	1,157	272	17,872
	医療、福祉	201,828	16,599	6,112	14,603	7,926	4,940	8,747	58,927
	複合サービス事業	7,564	345	100	2,054	470	275	280	3,524
サービス業(他に分類されないもの)	284,000	96,270	5,438	85,576	19,651	8,505	3,418	218,858	
小 計	1,894,153 (85.7)	411,408 (90.9)	50,176 (89.0)	464,309 (92.6)	130,500 (88.0)	58,593 (87.2)	32,927 (80.5)	1,147,913 (90.6)	

(注) 産業大分類別従業者数割合は、四捨五入により合計が 100 にならない場合がある。

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」(大阪市)

(2) 産 業

(a) 事業所数

平成 28 年の産業別事業所数は表 3.2.5 に示すとおりであり、事業計画路線の周辺地域における事業所数は、卸売業・小売業が最も多くなっている。

表 3.2.5 周辺地域の産業別事業所数

(平成 28 年 6 月 1 日現在、単位：事業所)

産業大分類	大阪市	周 辺 地 域						計	
		北 区	福 島 区	中 央 区	西 区	浪 速 区	西 成 区		
総 数	179,252 (100.0)	26,275 (100.0)	4,861 (100.0)	31,316 (100.0)	9,969 (100.0)	5,463 (100.0)	5,291 (100.0)	83,175 (100.0)	
第一次産業	農業、林業	50	4	—	10	1	—	1	16
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	0
	小 計	50 (0.0)	4 (0.0)	—	10 (0.0)	1 (0.0)	—	1 (0.0)	16 (0.0)
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	5	1	—	—	—	—	—	1
	建設業	8,829	793	195	802	490	263	235	2,778
	製造業	16,574	814	373	1,073	705	334	610	3,909
	小 計	25,408 (14.2)	1,608 (6.1)	568 (11.7)	1,825 (6.0)	1,195 (12.0)	597 (10.9)	845 (16.0)	6,688 (8.0)
第三次産業	電気、ガス、熱供給、水道業	78	21	—	13	3	1	—	38
	情報通信業	4,688	1,465	126	1,470	580	91	7	3,739
	運輸業、郵便業	4,151	285	97	411	251	91	78	1,213
	卸売業、小売業	49,355	6,624	1,620	10,015	3,450	1,988	1,363	25,060
	金融業、保険業	2,973	628	47	1,062	181	94	39	2,051
	不動産業、物品賃貸業	15,228	1,888	385	2,315	713	583	545	6,429
	学術研究、専門・技術サービス業	12,103	3,536	245	3,903	974	221	55	8,934
	宿泊業、飲食サービス業	26,607	5,160	826	4,839	1,077	830	1,127	13,859
	生活関連サービス業、娯楽業	11,163	1,445	272	1,575	423	288	395	4,393
	教育、学習支援業	3,705	573	80	487	130	79	52	1,401
	医療、福祉	12,805	1,048	339	1,070	379	284	568	3,688
	複合サービス事業	438	39	12	41	18	13	17	140
	サービス業(他に分類されないもの)	10,499	1,953	244	2,230	665	325	200	5,617
小 計	153,793 (85.8)	24,665 (93.9)	4,293 (88.3)	29,431 (94.0)	8,844 (88.7)	4,888 (89.5)	4,446 (84.0)	76,567 (92.1)	

(注) 産業大分類別事業所数割合は、四捨五入により合計が 100 にならない場合がある。

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」(大阪市)

(b) 農 業

平成 27 年の農家数及び経営耕地面積は表 3.2.6 に示すとおりであり、大阪市域における農家数は 376 戸となっており、事業計画路線の周辺地域においては、その他（北・都島・中央・天王寺・西淀川・東成・旭・西成の 8 区）で 10 戸となっている。

表 3.2.6 周辺地域の農家数及び経営耕地面積

（平成 27 年 2 月 1 日現在）

項 目		農家数 (戸)	経営耕地面積 (ha)
市区名			
大 阪 市		376	61.6
周 辺 地 域	北 区		
	福 島 区		
	中 央 区		
	西 区		
	浪 速 区		
	西 成 区		
	計		

（注）北・中央・西成の 3 区の農家数は、都島・天王寺・西淀川・東成・旭の 5 区と合わせて集計され、8 区の経営耕地面積は未公表となっている。

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」（大阪市）

(c) 漁 業

平成 25 年の漁業の経営体数は表 3.2.7 に示すとおりであり、大阪市域における漁業経営体数は 49 経営体となっている。

表 3.2.7 周辺地域の漁業の経営体数

（平成 25 年 11 月 1 日現在）

項 目		漁業経営体数（経営体）		
市区名		個人経営体	共同経営	計
大 阪 市		47	2	49

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」（大阪市）

(d) 工 業

平成 29 年の工業（従業者 4 人以上の事業所に限る）の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 3.2.8 に示すとおりである。

大阪市域では、事業所数約 5,100 事業所、従業者数約 11.4 万人、製造品出荷額等約 33,577 億円となっている。事業計画路線の周辺地域では、事業所数 877 事業所（大阪市域の 17.1%）、従業者数約 1.6 万人（同 14.0%）、製造品出荷額等約 3,868 億円（同 11.5%）となっている。

表 3.2.8 周辺地域の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

(平成 29 年 6 月 1 日現在)

項目 市区名		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
大阪市		5,142	114,667	335,779,788
周辺 地域	北区	201	4,888	13,765,953
	福島区	123	1,816	4,010,118
	中央区	116	1,613	2,371,916
	西区	132	1,628	3,958,315
	浪速区	93	1,857	4,573,725
	西成区	212	4,284	10,002,662
	計	877 (17.1)	16,086 (14.0)	38,682,689 (11.5)

(注) 平成 28 年工業統計調査の結果を大阪市で集計したもので、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」(大阪市)

(e) 商業

平成 26 年の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、表 3.2.9 に示すとおりである。

大阪市域では、事業所数約 34,000 事業所、従業者数約 35 万人、年間商品販売額約 34.7 兆円となっている。事業計画路線の周辺地域では、事業所数約 17,000 事業所(大阪市域の 48.8%)、従業者数約 20.7 万人(同 59.0%)、年間商品販売額約 26.7 兆円(同 76.7%)となっている。

表 3.2.9 周辺地域の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

(平成 26 年 7 月 1 日現在)

項目 市区名		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
大阪市		34,198	351,837	34,747,852
周辺 地域	北区	4,237	58,186	8,572,092
	福島区	1,112	14,331	1,151,607
	中央区	6,416	82,788	12,214,622
	西区	2,483	32,694	3,630,835
	浪速区	1,289	13,016	886,277
	西成区	1,140	6,453	198,683
	計	16,677 (48.8)	207,468 (59.0)	26,654,116 (76.7)

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」(大阪市)

(f) 用水量

平成 29 年度の上水道有収水量及び栓数は、表 3.2.10 に示すとおりである。

大阪市の有収総水量は約 369,600 千 m³ となっており、事業用水量は有収総水量の 32.1%、生活用水量は有収総水量の 67.9% を占めている。また、大阪市の総栓数は約 110 万件であり、事業用栓数は総栓数の 10.8%、生活用栓数は総栓数の 89.2% を占めている。

表 3.2.10 用途別上下水道有収水量及び栓数（大阪市）

（平成 29 年度末現在）

項 目	総 数	事業用	生活用
有収水量（千 m ³ ）	369,626 (100.0%)	118,603 (32.1%)	251,023 (67.9%)
栓 数（件）	1,100,143 (100.0%)	119,005 (10.8%)	981,138 (89.2%)

出典：「平成 30 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府）

(3) 交 通

(a) 道 路

事業計画路線の周辺地域における主な道路網は、図 3.2.1 に示すとおりである。

主要な道路は、阪神高速大阪池田線、阪神高速環状線、阪神高速大阪東大阪線、国道 2 号、国道 25 号、国道 172 号等である。

平成 27 年度の主要な道路の自動車類交通量は、表 3.2.11 に示すとおりであり、平日の 12 時間交通量（7:00～19:00）は、大部分の道路で 30,000 台以上となっている。

事業計画路線の位置するなにわ筋（大阪伊丹線）の 24 時間交通量は、30,000 台 / 日程度となっている。

表 3.2.11(1) 周辺地域の道路交通量

路線名	観測地点	自動車類 12 時間交通量 (台)			自動車類 24 時間 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	
		小型車	大型車	合計			
05030	高速大阪東大阪線	大阪市西区九条 2 丁目	33,416	17,821	51,237	69,794	34.8
05040		大阪市西区川口 1 丁目	39,406	20,078	59,484	80,491	33.8
05050		大阪市西区江之子島 2 丁目	35,942	19,469	55,411	75,558	35.1
05060		大阪市西区西本町 2 丁目	62,098	24,810	86,908	122,429	28.5
05070		大阪市西区西本町 1 丁目	47,280	21,988	69,268	98,266	31.7
05080		大阪市中央区船場中央 2 丁目	67,339	24,825	92,164	128,020	26.9
05090		大阪市中央区農人橋 1 丁目	59,817	12,982	72,799	97,472	17.8
05120		高速大阪守口線	大阪市北区西天満 1 丁目	47,904	11,644	59,548	79,987
05130	大阪市北区末広町		37,453	10,891	48,344	64,585	22.5
05140	大阪市北区錦町		42,473	11,284	53,757	71,680	21.0
05210	高速大阪堺線	大阪市中央区高津 2 丁目	22,707	5,875	28,582	38,959	20.6
05220		大阪市中央区千日前 1 丁目	26,118	7,196	33,314	45,225	21.6
05230		大阪市浪速区幸町 2 丁目	32,445	5,768	38,213	51,633	15.1
05240		大阪市西成区北津守 1 丁目	36,512	6,204	42,716	57,815	14.5
05250		大阪市西成区北津守 1 丁目	37,919	6,030	43,949	59,234	13.7
05260		大阪市西成区長橋 3 丁目	42,321	6,232	48,553	65,207	12.8
05270		大阪市西成区千本中 2 丁目	43,841	6,348	50,189	67,518	12.6
05300		高速道路西大阪線	大阪市西成区南開 2 丁目	4,357	560	4,917	6,269
05310	大阪市大正区三軒家東 3 丁目		14,990	1,936	16,926	22,270	11.4
05320	大阪市大正区泉尾 3 丁目		11,067	2,927	13,994	18,688	20.9
05350	高速環状線	大阪市中央区高麗橋 4 丁目	52,791	9,965	62,756	81,230	15.9
05360		大阪市中央区北浜 4 丁目	56,954	10,626	67,580	88,049	15.7
05370		大阪市北区西天満 1 丁目	53,770	10,604	64,374	84,356	16.5
05380		大阪市中央区東高麗橋	59,344	11,382	70,726	93,709	16.1
05390		大阪市中央区本町橋	57,711	12,258	69,969	93,521	17.5
05400		大阪市中央区松屋町	50,382	13,386	63,768	86,477	21.0
05410		大阪市中央区島之内 1 丁目	54,262	12,544	66,806	90,568	18.8
05420		大阪市中央区島之内 2 丁目	50,511	11,717	62,228	84,469	18.8
05430		大阪市中央区高津 3 丁目	27,910	4,913	32,823	44,348	15.0
05440		大阪市浪速区下寺 3 丁目	28,176	5,161	33,337	45,907	15.5
05450		大阪市浪速区日本橋 5 丁目	28,299	5,377	33,676	44,494	16.0
05460		大阪市浪速区日本橋西 2 丁目	30,870	5,361	36,231	47,977	14.8
05470		大阪市浪速区難波中 2 丁目	27,465	5,134	32,599	43,334	15.7
05480		大阪市中央区西心齋橋 1 丁目	56,190	13,344	69,534	94,139	19.2
05490		大阪市中央区西心齋橋 1 丁目	59,984	13,950	73,934	100,224	18.9
05500		大阪市中央区南本町 4 丁目	55,481	8,889	64,370	85,131	13.8
05510		大阪市中央区淡路町 4 丁目	52,427	8,549	60,976	81,042	14.0
05520	高速大阪池田線	大阪市西区土佐堀 1 丁目	61,315	9,894	71,209	93,187	13.9
05530		大阪市北区梅田 2 丁目	48,567	8,333	56,900	74,297	14.6
05540		大阪市北区堂島浜 2 丁目	48,567	8,333	56,900	74,297	14.6
05550		大阪市福島区福島 7 丁目	53,434	8,860	62,294	81,559	14.2
05560		大阪市福島区海老江 3 丁目	60,189	9,993	70,182	92,631	14.2
05590	高速大阪西宮線	大阪市西区西本町 3 丁目	27,568	5,142	32,710	48,808	15.7
05600		大阪市西区京町堀 3 丁目	30,273	5,633	35,906	52,352	15.7
05610		大阪市福島区吉野 1 丁目	37,031	5,805	42,836	62,467	13.6
05620		大阪市福島区吉野 1 丁目	40,267	6,037	46,304	67,605	13.0
05670	高速大阪池田線	大阪市天王寺区茶臼山町	54,291	9,089	63,380	85,676	14.3
05680		大阪市天王寺区茶臼山町	51,815	8,882	60,697	80,320	14.6

- (注) 1. 12 時間交通量は、平日の午前 7 時から午後 7 時までの観測結果である。
2. 大型車混入率は、12 時間交通量の結果をもとに算出している。
3. 路線名の番号は、交通量調査単位区間番号を示し、図 3.2.1 に対応している。
4. 表中の * 印は、推定値である。

出典：「平成 27 年度（2015 年度） 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（大阪府）

表 3.2.11(2) 周辺地域の道路交通量

路線名	観測地点	自動車類 12 時間交通量 (台)			自動車類 24 時間 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
		小型車	大型車	合計		
10050	一般国道 1 号	-	26,094	2,455	28,549	8.6
10060		-	37,162	3,364	40,526	8.3
10070	一般国道 2 号	-	26,790	4,181	30,971	13.5
10080		-	20,793	3,025	23,818	12.7
10140	一般国道 25 号	大阪市天王寺区大道 2 丁目	14,983	2,055	17,038	12.1
10150		-	21,639	1,959	23,598	8.3
10160		-	25,049	2,387	27,436	8.7
10170		-	20,378	1,629	22,007	7.4
10180		大阪市中央区備後町 4 丁目	30,560	1,638	32,198	5.1
10200	一般国道 26 号	-	29,905	3,323	33,228	10.0
10220	一般国道 43 号	-	16,663	4,270	20,933	20.4
10230		-	11,280	5,044	16,324	30.9
10320	一般国道 172 号	大阪市西区九条南 1 丁目	11,314	3,063	14,377	21.3
10330		大阪市西区西本町 1 丁目	12,552	1,021	13,573	7.5
10360	一般国道 176 号	大阪市北区芝田 1 丁目	20,794	3,272	24,066	13.6
10380	一般国道 308 号	大阪市中央区南船場 2 丁目	20,388	1,816	22,204	8.2
10450	一般国道 423 号	-	81,464	6,038	87,502	6.9
10510		大阪市北区豊崎 2 丁目	10,710	1,017	11,727	8.7
40240	大阪高槻京都線	大阪市北区天神橋 5 丁目	19,047	1,598	20,645	7.7
40250		-	17,936	1,538	19,474	7.9
40500	大阪高石線	大阪市阿倍野区松崎町 1 丁目	18,819	3,571	22,390	15.9
40510	大阪臨海線	大阪市西区新町 3 丁目	16,397	2,325	18,722	12.4
40520		大阪市福島区玉川 3 丁目	6,132	1,219	7,351	16.6
40550		-	8,597	1,565	10,162	15.4
40560		-	16,389	7,642	24,031	31.8
40570	大阪和泉泉南線	大阪市中央区谷町 3 丁目	37,142	2,108	39,250	5.4
40580		-	38,177	2,874	41,051	7.0
40620	大阪伊丹線	大阪市西成区松 2 丁目	5,614	801	6,415	12.5
40630		大阪市西成区長橋 2 丁目	7,316	443	7,759	5.7
40640		-	16,034	2,145	18,179	11.8
40650		大阪市西区京町堀 2 丁目	20,665	1,364	22,029	6.2
40660		-	21,907	1,853	23,760	7.8
40670		大阪市北区大淀南 2 丁目	17,792	2,184	19,976	10.9
40700		-	-	-	-	-
40780	大阪環状線	大阪市北区中崎 1 丁目	11,868	681	12,549	5.4
40850	天神橋天王寺線	-	15,645	823	16,468	5.0
40860		大阪市天王寺区下寺町 1 丁目	13,391	1,414	14,805	9.6
40870	難波境川線	-	18,040	2,624	20,664	12.7
40880		-	18,040	2,624	20,664	12.7
40890	福島桜島線	-	13,807	4,032	17,839	22.6
40910		大阪市福島区野田 5 丁目	6,671	1,703	8,374	20.3
40970	築港深江線	大阪市西区九条南 3 丁目	15,356	3,712	19,068	19.5
40980		大阪市西区西本町 2 丁目	20,615	4,596	25,211	18.2
40990		大阪市中央区常盤町 2 丁目	26,019	3,167	29,186	10.9
41010		大阪市中央区船場中央 3 丁目	15,763	1,277	17,040	7.5
41020	南北線	大阪市西区京町堀 1 丁目	17,622	1,316	18,938	6.9

- (注) 1. 12 時間交通量は、平日の午前 7 時から午後 7 時までの観測結果である。
2. 大型車混入率は、12 時間交通量の結果をもとに算出している。
3. 路線名の番号は、交通量調査単位区間番号を示し、図 3.2.1 に対応している。
4. 表中の * 印は、推定値である。

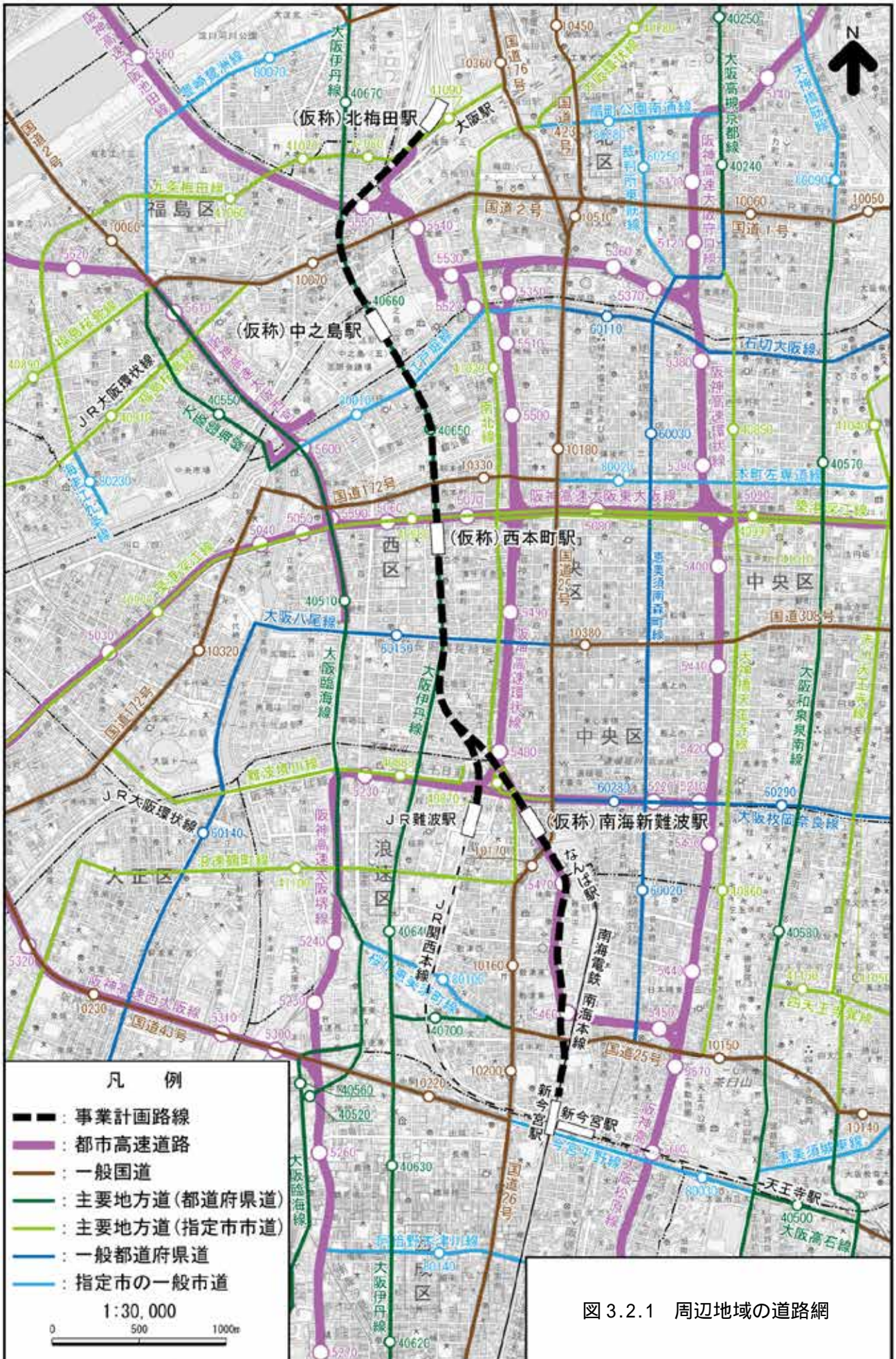
出典：「平成 27 年度（2015 年度） 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（大阪府）

表 3.2.11(3) 周辺地域の道路交通量

路線名	観測地点	自動車類 12 時間交通量 (台)			自動車類 24 時間 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	
		小型車	大型車	合計			
41040	赤川天王寺線	大阪市中央区大手前 2 丁目	17,769	1,240	19,009	26,042	6.5
41050		大阪市天王寺区上本町 3 丁目	14,254	997	15,251	19,829	6.5
41060	九条梅田線	大阪市福島区鷺洲 4 丁目	7,208	1,715	8,923	11,778	19.2
41070		-	*11,351	*3,353	*14,704	*20,144	*22.8
41080		-	*7,893	*1,804	*9,697	*12,800	*18.6
41090		大阪市北区大深町	11,884	2,115	13,999	19,865	15.1
41100	浪速鶴町線	大阪市浪速区久保吉 2 丁目	7,533	1,729	9,262	12,127	18.7
41160	四天王寺巽線	大阪市天王寺区上汐 6 丁目	8,552	828	9,380	12,382	8.8
60020	恵美須南森町線	大阪市浪速区日本橋 3 丁目	12,162	1,106	13,268	17,912	8.3
60030		大阪市中央区備後町 2 丁目	19,784	1,328	21,112	32,359	6.3
60110	石切大阪線	大阪市中央区北浜 3 丁目	13,321	3,603	16,924	25,161	21.3
60140	大阪八尾線	-	*16,552	*4,888	*21,440	*28,515	*22.8
60150		大阪市西区新町 3 丁目	15,576	1,849	17,425	23,698	10.6
60280	大阪枚岡奈良線	大阪市中央区千日前 1 丁目	24,986	2,746	27,732	43,163	9.9
60290		-	*29,740	*2,342	*32,082	*44,915	*7.3
80010	江戸堀線	-	*15,986	*2,139	*18,125	*24,831	*11.8
80020	本町左専道線	大阪市中央区本町 3 丁目	14,853	1,280	16,133	21,780	7.9
80030	今宮平野線	大阪市西成区山王 1 丁目	13,283	3,725	17,008	25,217	21.9
80070	豊崎鷺洲線	大阪市北区大淀北 2 丁目	6,780	2,118	8,898	11,745	23.8
80080	扇町公園南通線	大阪市北区堂山町	15,880	1,562	17,442	26,019	9.0
80090	天満橋筋線	大阪市北区天満橋 1 丁目	21,800	1,930	23,730	31,240	8.1
80100	桜川恵美須町線	大阪市浪速区大国 2 丁目	13,311	1,940	15,251	20,589	12.7
80140	阿倍野木津川線	大阪市西成区旭 1 丁目	3,995	529	4,524	5,836	11.7
80230	海老江九条線	大阪市福島区野田 4 丁目	3,197	839	4,036	5,166	20.8
80250	裁判所東筋線	大阪市北区野崎町	6,262	597	6,859	8,917	8.7

- (注) 1. 12 時間交通量は、平日の午前 7 時から午後 7 時までの観測結果である。
2. 大型車混入率は、12 時間交通量の結果をもとに算出している。
3. 路線名の番号は、交通量調査単位区間番号を示し、図 3.2.1 に対応している。
4. 表中の * 印は、推定値である。

出典：「平成 27 年度（2015 年度） 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（大阪府）



出典：「平成 27 年度 大阪府内道路交通情勢調査 自動車類(平日)交通量図」(大阪府)より作成

(b) 鉄 道

事業計画路線の周辺地域における鉄道網は図 3.2.2 に、乗降人員は表 3.2.12 にそれぞれ示すとおりである。

事業計画路線は、地下化事業中の東海道線支線、ＪＲ阪和線、南海電鉄本線と直結するものであり、ＪＲ大阪駅、京阪中之島駅等と連絡する計画である。

表 3.2.12(1) 周辺地域の鉄道の乗降人員（大阪市高速電気軌道）

路 線		駅 名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
大阪市 高速電気軌道	御堂筋線	梅田	218,421	220,342
		淀屋橋	111,139	117,583
		本町	107,111	110,338
		心斎橋(四ツ橋)	86,003	94,180
		なんば	173,746	179,144
		大国町	16,546	15,558
		動物園前	14,916	14,366
	谷町線	東梅田	84,199	84,340
		南森町	42,122	42,272
		天満橋	45,919	44,922
		谷町四丁目	45,809	47,549
		谷町六丁目	17,466	17,365
		谷町九丁目	36,629	38,221
	四つ橋線	西梅田	61,445	54,500
		肥後橋	34,424	39,689
	中央線	九条	11,753	11,134
		阿波座	23,983	23,932
		堺筋本町	53,494	58,812
	千日前線	野田阪神	13,272	12,574
		玉川	5,241	5,180
		西長堀	13,747	13,385
		桜川	8,749	8,107
		日本橋	38,483	38,729
	堺筋線	扇町	7,639	8,466
		北浜	34,401	36,318
		長堀橋	25,638	27,186
		恵美須町	10,477	10,402
	長堀鶴見緑地線	ドーム前千代崎	5,577	6,301
		西大橋	7,035	7,709
		松屋町	5,734	5,428

(注) 乗降人員は、平成 29 年 11 月 14 日(火曜日・雨)の交通調査結果である。

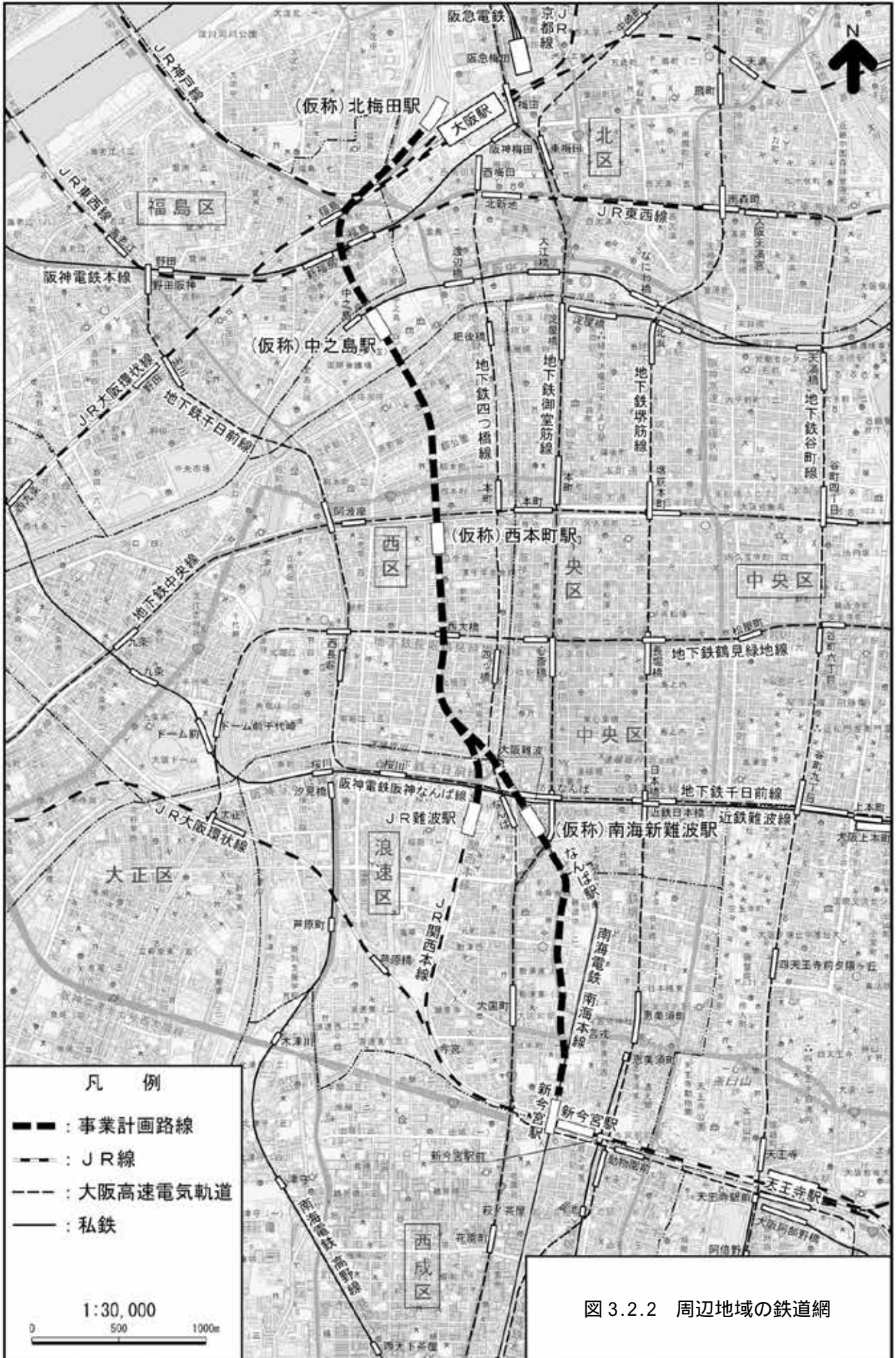
出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」(大阪市)

表 3.2.12(2) 周辺地域の鉄道の乗降人員（JR・私鉄）

路 線		駅 名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)	
JR西日本	東海道本線	大阪	436,187		
		大阪環状線	福島	28,796	
			野田	12,423	
			西九条	31,037	
			弁天町	33,097	
			大正	24,292	
			芦原橋	5,727	
			新今宮	65,567	
	関西本線	JR難波	24,668		
		今宮	4,605		
		天王寺	148,254		
	東西線	大阪天満宮	25,010		
		北新地	50,788		
		新福島	9,899		
海老江		11,411			
南海電気鉄道	本 線	難波	129,810		
		今宮戎	697		
		新今宮	46,513		
		萩ノ茶屋	646		
	高野線	汐見橋	310		
		芦原町	92		
		木津川	61		
		津守	367		
		西天下茶屋	117		
近畿日本鉄道	難波線	大阪難波	102,425		
		近鉄日本橋	23,514		
京阪電気鉄道	本 線	淀屋橋	61,307		
		北浜	18,355		
		天満橋	31,254		
	中之島線	中之島	5,270		
		渡辺橋	5,533		
		大江橋	2,794		
		なにわ橋	1,330		
阪堺電気軌道	阪堺線	恵美須町	446		
阪急電鉄	神戸・宝塚・京都線	梅田	304,066		
阪神電気鉄道	本 線	梅田	85,860		
		福島	5,706		
		野田	15,705		
	阪神なんば線	大阪難波	15,311		
		桜川	2,648		
		ドーム前	4,475		
		九条	6,441		

（注）乗車人員は、平成 29 年度中の乗車人員を一日平均換算したものである。

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」（大阪市）



出典：「国土数値情報 鉄道データ」（平成 27～29 年度、国土交通省 国土政策局 国土情報課）

(4) 土地利用

(a) 用途地域

事業計画路線の周辺地域における用途地域の指定状況は、図 3.2.3 に示すとおりである。

事業計画路線の沿線及び駅周辺は、全て商業地域に指定されている。

(b) 土地利用状況

大阪市域及び事業計画路線の周辺地域における土地利用の状況は図3.2.4に、地目別（有租地）面積は表3.2.13にそれぞれ示すとおりである。

事業計画路線の沿線及び駅舎周辺ともに、業務施設、販売商業施設、共同住宅等が混在した土地利用状況になっている。なにわ筋沿道や、なにわ筋以外の地下区間の直上部及び掘割・高架部に面して事業計画路線に住宅が存在する。また、駅に隣接する住宅も存在する。

表 3.2.13 周辺地域の地目別（有租地）面積

（平成 30 年 1 月 1 日現在）

市区名		年	地目別（有租地）面積（㎡）					田 畑	雑種地
			総面積	宅 地					
				商業地区	工業地区	住宅地区	計		
大 阪 市			110,508,125	14,327,322	23,725,884	66,928,182	104,981,388	791,729	4,735,008
周 辺 地 域	北 区		4,697,704	2,623,059	195,006	1,597,961	4,416,026		281,678
	福島区		2,362,534	514,043	227,886	1,492,370	2,234,229		128,235
	中央区		4,365,533	3,658,759	1,308	524,780	4,184,847		180,686
	西 区		2,611,540	1,677,971	266,510	661,154	2,605,635		5,905
	浪速区		1,975,701	967,266	85,533	790,791	1,843,590		132,111
	西成区		4,297,710	482,373	1,002,769	2,644,683	4,129,825	528	167,357
	計		20,310,722	9,923,471	1,779,012	7,711,739	19,414,152	528	895,972

（注）雑種地とは、鉄軌道用地、ゴルフ場等をいう。

出典：「大阪市統計書 平成 30 年版」（大阪市）

(c) 学校・病院等の分布状況

事業計画路線の周辺地域における学校・病院等の分布状況は、図 3.2.5 に示すとおりである。

事業計画路線には、関西電力病院、富永病院、木津中学校等が隣接して立地しており、関西電力病院は（仮称）中之島駅、富永病院は J R 難波駅、木津中学校は高架構造部に隣接している。

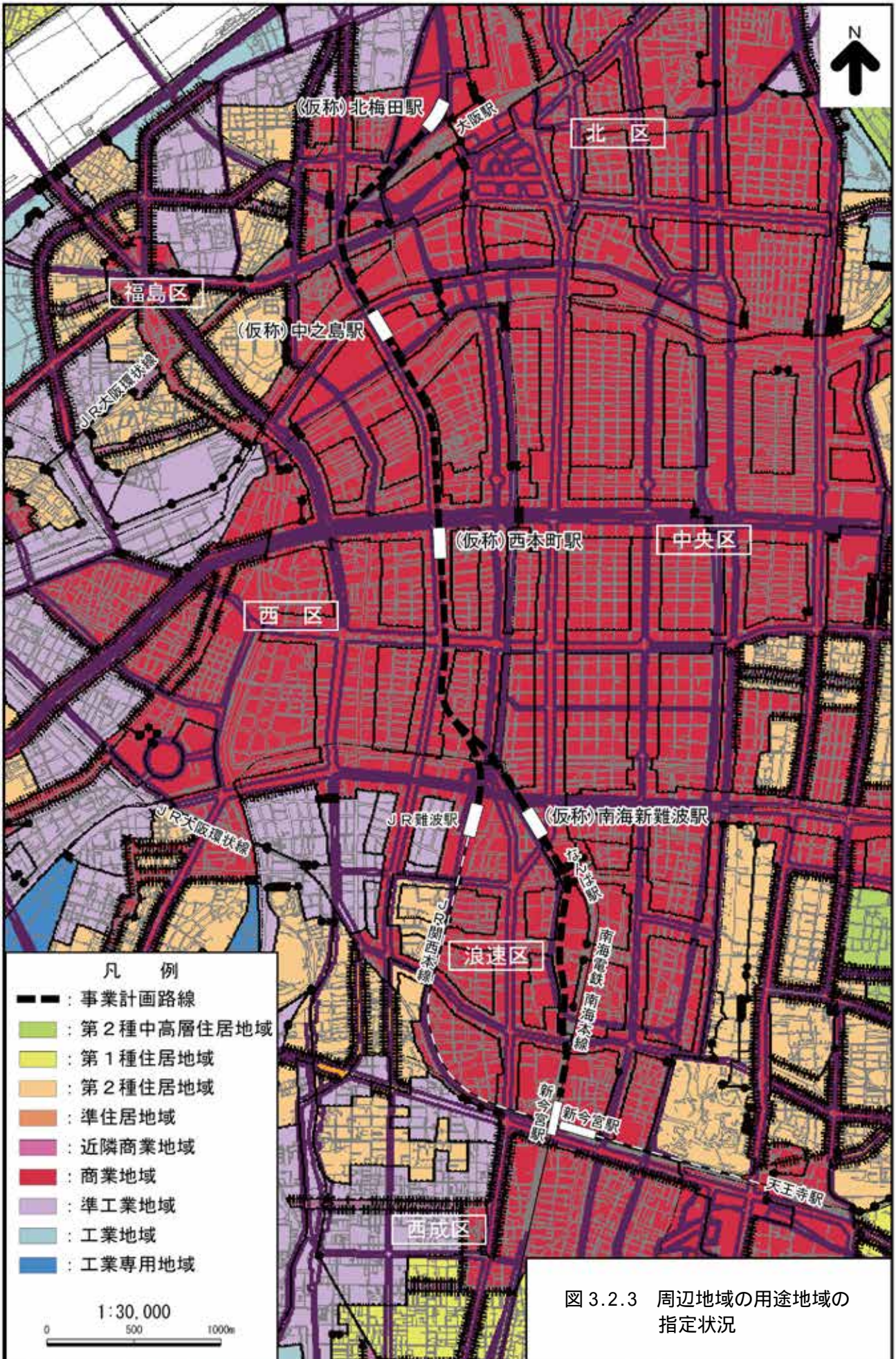
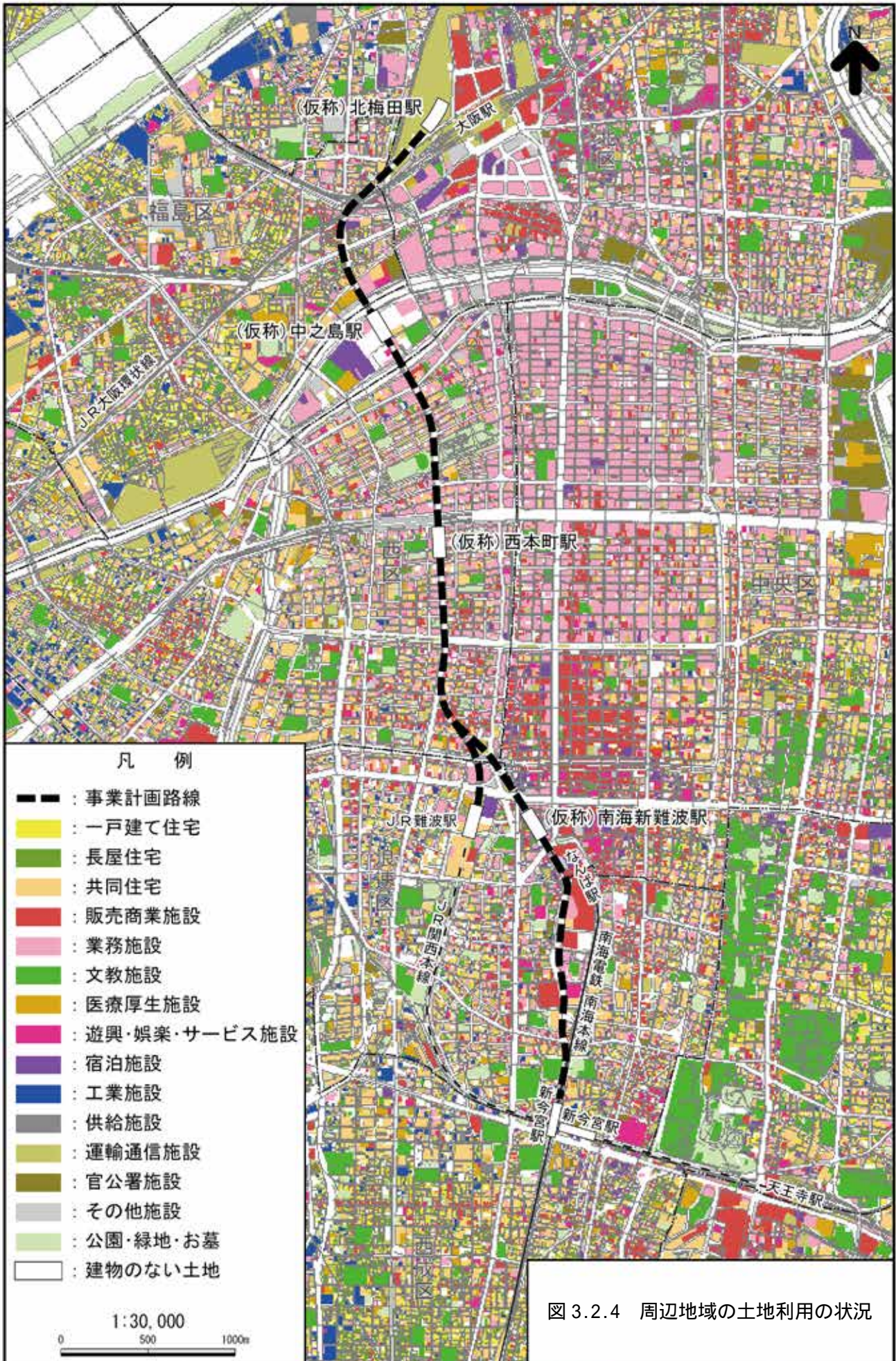


図 3.2.3 周辺地域の用途地域の指定状況

出典：「マップナビおおさか 用途地域データ」（平成 31 年 1 月 22 日現在、大阪市）



出典：「マップナビおおさか 土地利用現況データ」（平成 29 年度、大阪市）

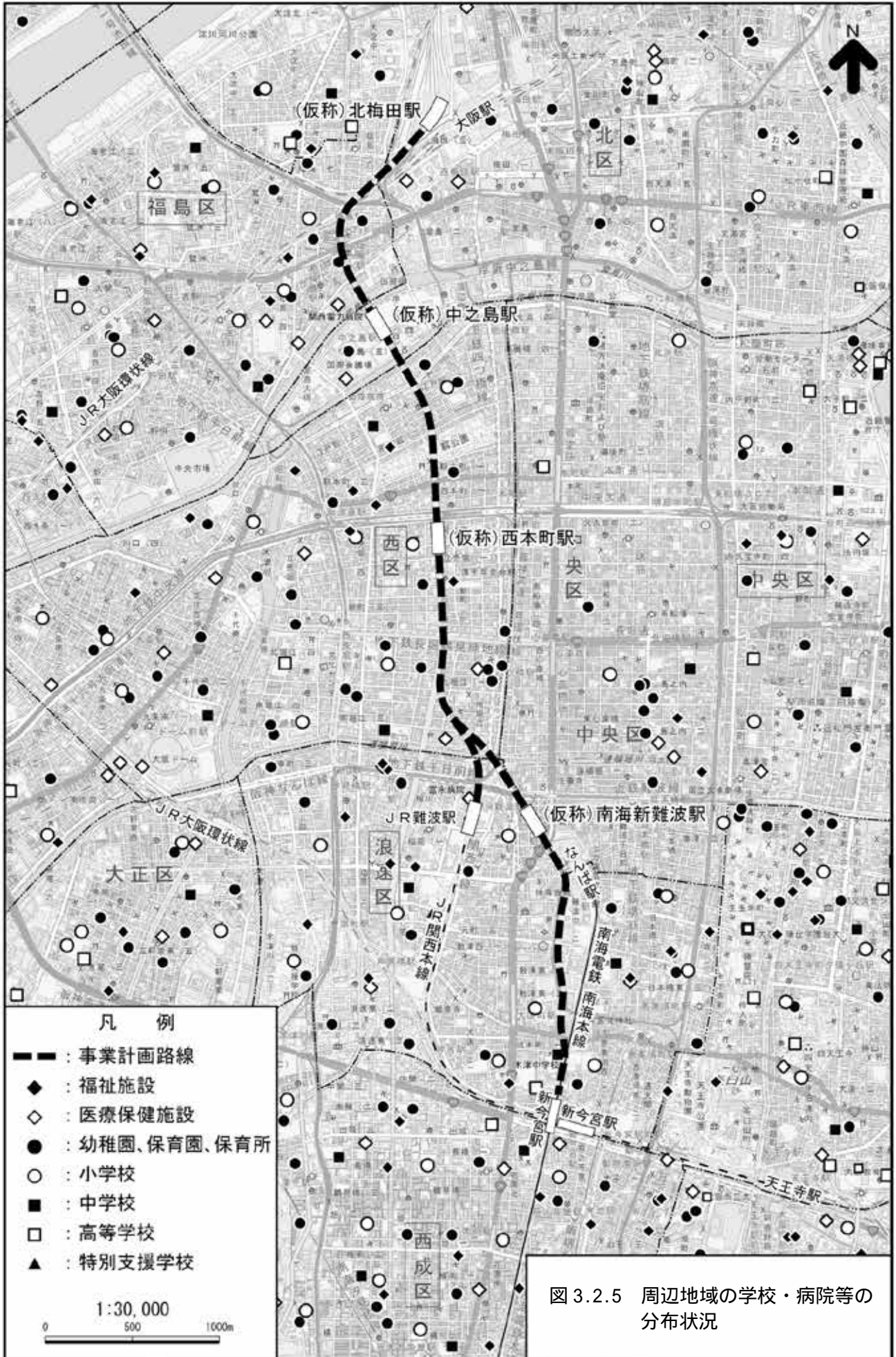


図 3.2.5 周辺地域の学校・病院等の分布状況

出典：「国土数値情報 医療機関(H22・H26 度)、福祉施設(H23・H27 度)、学校(H25 度)データ」（平成 22・23・25～27 年度、国土交通省 国土政策局 国土情報課）

(5) 水 域

(a) 河川水の取水口

事業計画路線の周辺地域における河川水の取水口は、図 3.2.6 に示すとおりであり、事業計画路線の近傍では工業用水用が 1 箇所あるのみである。この取水口は、河川水を利用した地域熱供給事業に使用されている。

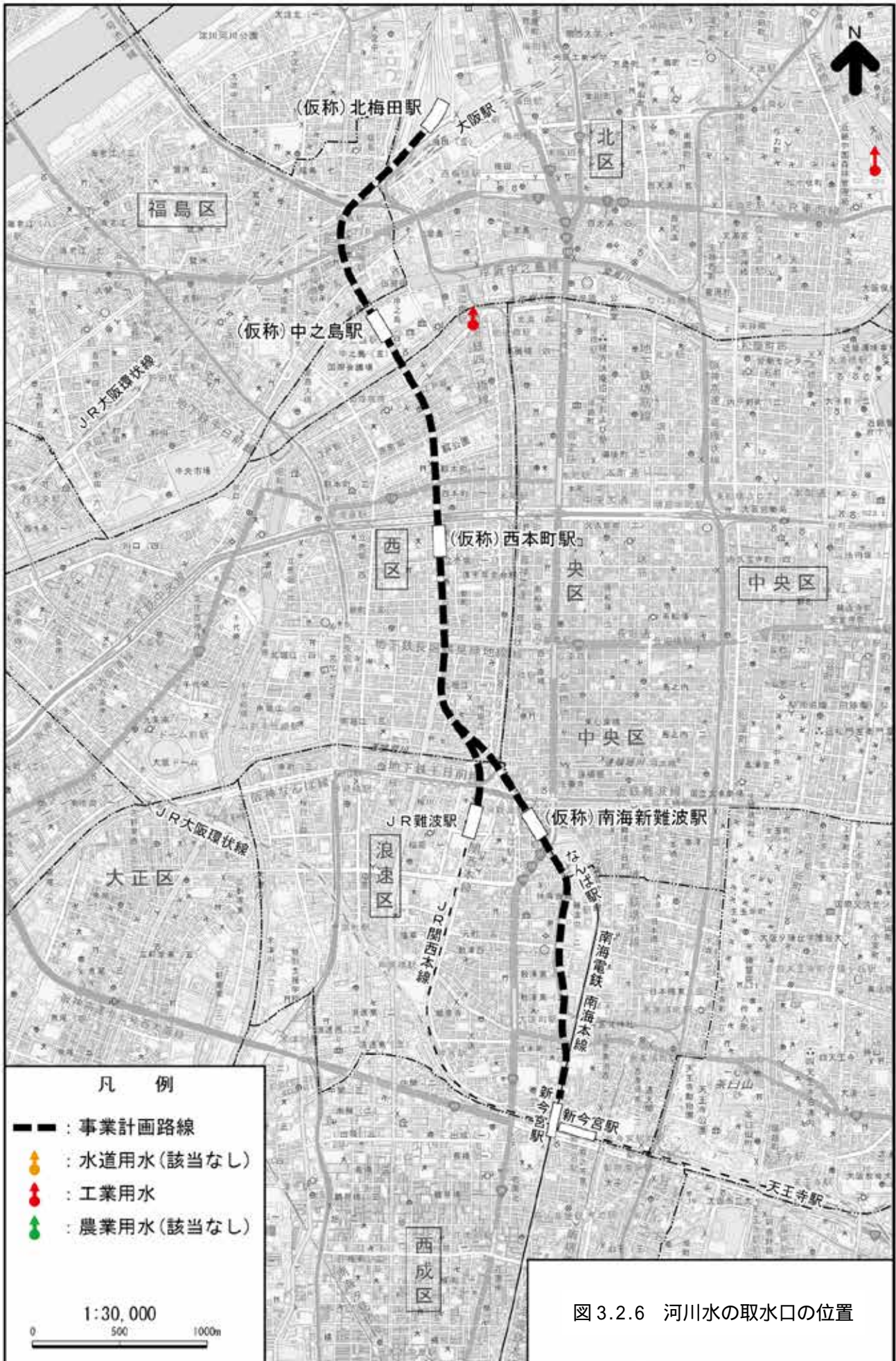
(b) 地下水の利用状況

大阪市内における平成 29 年の地下水の利用状況は、表 3.2.14 に示すとおりであり、市内合計で井戸本数 334 本、採取量 7.6 千 m^3 /日・2.8 百万 m^3 /年となっている。

表 3.2.14 地下水の利用状況（平成 29 年）

地域名	用 途	平成 29 年		
		井戸本数 (本)	1日当たりの採取量 (千 m^3 /日)	年間当たりの採取量 (百万 m^3 /年)
大阪市域	工 業 用	7	0.7	0.2
	上水道用	0	0	0
	農 業 用	229	1.4	0.5
	そ の 他	98	5.5	2.0
	計	334	7.6	2.8

出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 29 年度版）」（環境省）



出典：「国土調査・主要水系調査成果閲覧システム（近畿・淀川・大和川水系(平成16年度)」(国土交通省 国土政策局 国土情報課)

3.2.2 生活環境の概要

(1) 大気質

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」(大阪市)及び「平成 29 年度 大気汚染濃度測定結果」(平成 30 年 6 月、大阪市)によると、大阪市内における平成 29 年度の大気質の現況は、以下に示すとおりである。

大阪市内の大気汚染常時監視測定局の配置は図 3.2.7 に、主な大気汚染物質の測定結果の概要は表 3.2.15 にそれぞれ示すとおりである。

(a) 二酸化窒素

平成 29 年度の二酸化窒素の市内年平均値は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)で 0.019ppm、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)で 0.025ppm となっており、過去 10 年間(平成 20 年度～29 年度)の推移をみると、一般局・自排局ともに緩やかな改善傾向で推移している。

平成 29 年度は、市内の一般局(13 局)・自排局(11 局)の全局で環境基準を達成した。一般局では 15 年連続の全局達成、自排局では 8 年連続の全局達成となった。

(b) 浮遊粒子状物質

平成 29 年度の浮遊粒子状物質の市内年平均値は、一般局で 0.020 mg/m³、自排局で 0.021 mg/m³ となっており、過去 10 年間(平成 20 年度～29 年度)の推移をみると、一般局・自排局ともに緩やかな改善傾向で推移している。

平成 29 年度は、市内の一般局(14 局)・自排局(9 局)の全局で環境基準を達成した。

(c) 微小粒子状物質(PM2.5)

平成 29 年度の微小粒子状物質の市内年平均値は、一般局で 15.4 µg/m³、自排局で 15.6 µg/m³ となっている。

平成 29 年度は、市内の一般局 7 局のうち 3 局で、自排局 5 局のうち 2 局で環境基準を達成した。

(d) 光化学オキシダント

平成 29 年度の光化学オキシダントの昼間の 1 時間値(午前 5 時から午後 8 時)の市内年平均値は、一般局で 0.032ppm となっている。

平成 29 年度は、市内の一般局(13 局)の全局で環境基準を達成しなかった。

(e) 二酸化いおう

平成 29 年度の二酸化いおうの市内年平均値は、一般局で 0.005ppm、自排局で 0.005ppm となっており、過去 10 年間(平成 20 年度～29 年度)の推移をみると、環境基準を大きく下回る水準で推移

している。

平成 29 年度は、市内の一般局（10 局）・自排局（2 局）の全局で環境基準を達成した。

(f) 一酸化炭素

平成 29 年度の一酸化炭素の市内年平均値は、自排局で 0.3ppm となっており、過去 10 年間（平成 20 年度～29 年度）の推移をみると、環境基準を大きく下回る水準で推移している。

平成 29 年度は、市内の自排局（3 局）の全局で環境基準を達成した。

(g) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

平成 29 年度の有害大気汚染物質の市内年平均値は、ベンゼンが $0.63\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.90\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.20\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $2.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。

平成 29 年度は、ベンゼン（3 局）、トリクロロエチレン（2 局）、テトラクロロエチレン（2 局）、ジクロロメタン（3 局）ともに、市内の測定局の全局で環境基準を達成した。

(h) ダイオキシン類

平成 29 年度のダイオキシン類（大気）の市内年平均値は $0.031\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となっており、市内の調査地点（3 地点）の全地点で環境基準を達成した。

(i) 降下ばいじん

平成 25 年度の降下ばいじんの市内 4 地点の平均値は、 $1.75\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ となっており、平成 18 年以降は概ね横ばいで推移している。

出典：平成 25 年度環境データ集（大阪市）

- 一般環境大気測定局 (15局)
- 自動車排出ガス測定局 (11局)
- △ 大阪府所管測定局 (1局)



(平成29年度)

一般環境大気測定局							自動車排出ガス測定局							
測定局名	NO NO ₂	SPM	PM2.5	Ox	HC	SO ₂	原向 風速	測定局名	NO NO ₂	SPM	PM2.5	HC	SO ₂	CO
1 菅北小学校	○	○	○					16 梅田新道	○	○				○
2 此花区役所	○	○	○	○	○	○	○	17 出来島小学校	○	○	○	○	○	○
3 平尾小学校	○	○	○			○	○	18 北粉浜小学校	○	○	○	○		
4 淀中学校	○	○		○			○	19 杭全町交差点	○	○	○			
5 野中小学校	○	○	○	○	○	○	○	20 新森小路小学校	○	○	○			
6 彌山中学校	○	○		○		○	○	21 海老江西小学校	○	○			○	
7 大宮中学校	○	○		○		○	○	22 今里交差点	○	○				○
8 聖賢小学校	○	○	○	○		○	○	23 上新庄交差点						
9 清江小学校	○	○				○	○	24 住之江交差点	○					
10 標陽中学校	○	○		○	○	○	○	25 茨田中学校	○	○				
11 今宮中学校	○	○		○		○	○	26 我孫子中学校	○	○	○			
12 九条南小学校	○	○	○			○								
13 茨田北小学校		○	○											
14 難波中学校				○										
15 南港中央公園	○	○	○	○		○	○							

大阪府所管測定局 (一般環境大気測定局)

測定局名	NO NO ₂	SPM	PM2.5	Ox	HC	SO ₂	原向 風速	CO
△ 国設大阪	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：「大阪市環境白書 平成30年度版」(大阪市)

図3.2.7 大気汚染常時監視測定局の配置

表 3.2.15(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

測定局名	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)				微小粒子状物質(PM _{2.5})			光化学オキシダント(O ₃)				二酸化硫黄(SO ₂)			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
	(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(日)	(時間数)		(ppm)	(ppm)		
北区菅北小学校	0.018	0.040	○	0.022	0.050	無	○	14.2	34.1	○	-	-	-	-	-	-	-	-
此花区此花区役所	0.021	0.043	○	0.019	0.042	無	○	14.4	33.8	○	0.030	67	291	×	0.002	0.006	無	○
大正区平尾小学校	0.020	0.043	○	0.020	0.047	無	○	15.9	36.9	×	-	-	-	-	0.003	0.006	無	○
西淀川区淀中学校	0.020	0.040	○	0.019	0.044	無	○	-	-	-	0.033	92	376	×	-	-	-	-
淀川区野中小学校	0.016	0.035	○	0.019	0.045	無	○	14.7	33.1	○	0.035	69	343	×	0.004	0.008	無	○
生野区勝山中学校	0.017	0.038	○	0.021	0.048	無	○	-	-	-	0.033	80	387	×	0.006	0.012	無	○
旭区大宮中学校	0.017	0.037	○	0.019	0.045	無	○	-	-	-	0.034	77	420	×	0.006	0.013	無	○
城東区聖賢小学校	0.017	0.038	○	0.018	0.043	無	○	15.7	36.0	×	0.032	79	368	×	0.004	0.008	無	○
住之江区清江小学校	0.019	0.039	○	0.019	0.046	無	○	-	-	-	0.033	93	490	×	0.006	0.014	無	○
平野区摂陽中学校	0.017	0.037	○	0.018	0.042	無	○	-	-	-	0.033	102	485	×	0.006	0.013	無	○
西成区今宮中学校	0.020	0.041	○	0.021	0.047	無	○	-	-	-	0.031	73	330	×	-	-	-	-
西区九条南小学校	0.022	0.045	○	0.026	0.051	無	○	17.5	39.2	×	0.030	57	247	×	0.005	0.011	無	○
鶴見区茨田北小学校	-	-	-	0.019	0.040	無	○	-	-	-	0.033	92	455	×	-	-	-	-
浪速区難波中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.037	63	274	×	-	-	-	-
住之江区南港中央公園	0.023	0.048	○	0.019	0.041	無	○	15.7	33.7	×	0.027	67	258	×	0.004	0.009	無	○
市内平均	0.019	-	13 — 13	0.020	-	-	14 — 14	15.4	-	3 — 7	0.032	78	363	0 — 13	0.005	-	-	10 — 10
環境基準	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.1mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと				1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

表 3.2.15(2) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

測定局名	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)				微小粒子状物質(PM _{2.5})			一酸化炭素(CO)				二酸化硫黄(SO ₂)			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
	(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(ppm)			(ppm)	(ppm)		
北区梅田新道	0.026	0.046	○	0.024	0.050	無	○	-	-	-	0.3	0.6	無	○	-	-	-	-
西淀川区出来島小学校	0.028	0.051	○	0.020	0.048	無	○	14.7	34.3	○	0.3	0.6	無	○	0.005	0.012	無	○
住之江区北粉浜小学校	0.023	0.041	○	0.022	0.050	無	○	17.6	38.7	×	-	-	-	-	-	-	-	-
東住吉区杭全町交差点	0.023	0.043	○	0.022	0.047	無	○	14.4	34.9	○	-	-	-	-	-	-	-	-
旭区新森小路小学校	0.025	0.044	○	0.021	0.042	無	○	14.6	35.3	×	-	-	-	-	-	-	-	-
福島区海老江西小学校	0.022	0.042	○	0.019	0.044	無	○	-	-	-	-	-	-	-	0.005	0.011	無	○
東成区今里交差点	0.030	0.053	○	0.023	0.048	無	○	-	-	-	0.4	0.8	無	○	-	-	-	-
東淀川区上新庄交差点	0.022	0.044	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住之江区住之江交差点	0.027	0.048	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶴見区茨田中学校	0.024	0.044	○	0.020	0.044	無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住吉区我孫子中学校	0.020	0.037	○	0.018	0.041	無	○	16.6	37.2	×	-	-	-	-	-	-	-	-
市内平均	0.025	-	11 — 11	0.021	-	-	9 — 9	15.6	-	2 — 5	0.3	-	-	3 — 3	0.005	-	-	2 — 2
環境基準	同上			同上				同上			日平均値の2%除外値が0.0ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				同上			

注1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数)/(有効測定局数)を示す。
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。

出典：「平成 29 年度 大気汚染濃度測定結果」（平成 30 年 6 月、大阪市）

(2) 水 質

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」及び「平成 29 年度 ダイオキシン類環境調査結果」（平成 30 年 7 月、大阪市）によると、大阪市内における平成 29 年度の河川・海域における生活環境項目及びダイオキシン類の現況は、以下に示すとおりである。

(a) 生活環境項目

生活環境項目のうち、代表的な汚濁指数とされている河川における生物化学的酸素要求量（BOD）、海域における化学的酸素要求量（COD）の平成 29 年度の調査結果は、市内の河川（38 地点）・海域（9 地点）の全地点で環境基準を達成した。なお、護岸工事を実施する道頓堀川の BOD の日間平均値の年間 75% 値の調査結果は 1.1mg/L となっており、環境基準を達成した。

(b) ダイオキシン類

平成 29 年度ダイオキシン類（水質）の市内年平均値は、河川で 0.31pg-TEQ/L、海域で 0.16 pg-TEQ/L となっており、市内の河川 21 地点中 20 地点で、海域 2 地点の全地点で環境基準を達成した。なお、護岸工事を実施する道頓堀川のダイオキシン類（水質）の調査結果は 0.26～2.4pg-TEQ/L となっており、環境基準を達成した。

(3) 地下水

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」及び「平成 29 年度地下水汚染調査結果」（大阪市）によると、大阪市内における平成 29 年度の人々の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類の地下水調査結果は、以下に示すとおりである。

(a) 人の健康の保護に関する項目

地下水については、平成 29 年度は、概況調査（5 地点）、汚染井戸周辺地区調査（5 地点）、継続監視調査（7 地点）を実施している。

概況調査結果は、市内の 5 地点全地点で環境基準を達成した。

汚染井戸周辺地区調査結果は、市内の 5 地点中 4 地点で環境基準を達成した。砒素及び塩化ビニルモノマーについては、1 地点（生野区巽中）で環境基準を達成しなかった。

継続監視調査結果は、市内の 7 地点中、砒素（1 地点：浪速区元町）、塩化ビニルモノマー（3 地点：鶴見区浜、都島区中野町、平野区加美北）、1,2-ジクロロエチレン（2 地点：鶴見区浜、平野区加美北）、ふっ素（1 地点：西成区鶴見橋）、ほう素（1 地点：此花区島屋）で環境基準を達成しなかった。

(b) ダイオキシン類

平成 29 年度のダイオキシン類（地下水質）の 1 地点の年平均値は 0.10pg-TEQ / L となっており、環境基準を達成した。

(4) 土 壤

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 29 年度に大阪市に報告書等の提出があった土壌調査 49 件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 46 件となっている。事業計画路線の近接においては、北区大深町・梅田 1 丁目・梅田 3 丁目等（自然由来特例区域）、浪速区恵美須西 3 丁目がそれぞれ「土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域」に指定されている。

平成 29 年度のダイオキシン類（土壌）の市内年平均値は 1.6pg-TEQ / g となっており、市内の調査地点（2 地点）の全地点で環境基準を達成した。

(5) 騒 音

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、騒音の現況は以下に示すとおりである。

なお、平成 29 年度の市内における騒音（低周波含む）についての苦情件数は 825 件で、全公害苦情件数 1,403 件の 58.9% を占めていた。発生源別では、「工事・建設作業」の苦情件数が 373 件と最も多く、全騒音苦情件数の 45.2% を占めており、次いで「工場・事業場」の苦情件数 122 件（14.8%）となっている。

(a) 道路交通騒音

平成 29 年度の市内の主要幹線道路沿道（道路に面する地域）における道路交通騒音の測定結果は、測定地点 50 地点のうち、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成した地点は 30 地点（60.0%）、昼間の時間帯のみで環境基準を達成した地点は 10 地点（20.0%）、夜間の時間帯のみで環境基準を達成した地点は 0 地点（0.0%）、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成しなかった地点は 10 地点（20.0%）となっている。

また、平成 29 年度の市内の自動車騒音常時監視結果は、全評価対象戸数約 44 万戸のうち、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成した割合は 94.5%、昼間の時間帯のみで環境基準を達成した割合は 2.6%、夜間の時間帯のみで環境基準を達成した割合は 0.1%、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成しなかった割合は 2.8% となっている。

(b) 新幹線鉄道騒音

平成 29 年度の市内の新幹線鉄道騒音（東海道新幹線・山陽新幹線）の測定結果は 68～71 デシベルとなっており、市内の測定地点（3 地点）の 1 地点で環境基準を達成しなかった。

(c) 航空機騒音

平成 29 年度の市内の航空機騒音（大阪国際空港着陸航路下）の 1 地点の測定結果は 61 デシベルとなっており、環境基準を達成しなかった。

(6) 振 動

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、振動の現況は以下に示すとおりである。

なお、平成 29 年度の市内における振動についての苦情件数は 89 件で、全公害苦情件数 1,403 件の 6.3%を占めていた。発生源別では、「工事・建設作業」の苦情件数が 72 件と最も多く、全振動苦情件数の 80.9%を占めており、次いで「工場・事業場（焼却施設、産業用機械作動を含む）」、「移動発生源（自動車運行・鉄道運行を含む）」、「その他」の苦情件数がそれぞれ 5 件（5.6%）となっている。

(a) 道路交通振動

平成 29 年度の市内の主要幹線道路沿道（道路に面する地域）における道路交通振動の測定結果は、測定地点 50 地点で、昼間の時間帯が 31～54 デシベル、夜間の時間帯は 25～49 デシベルとなっている。

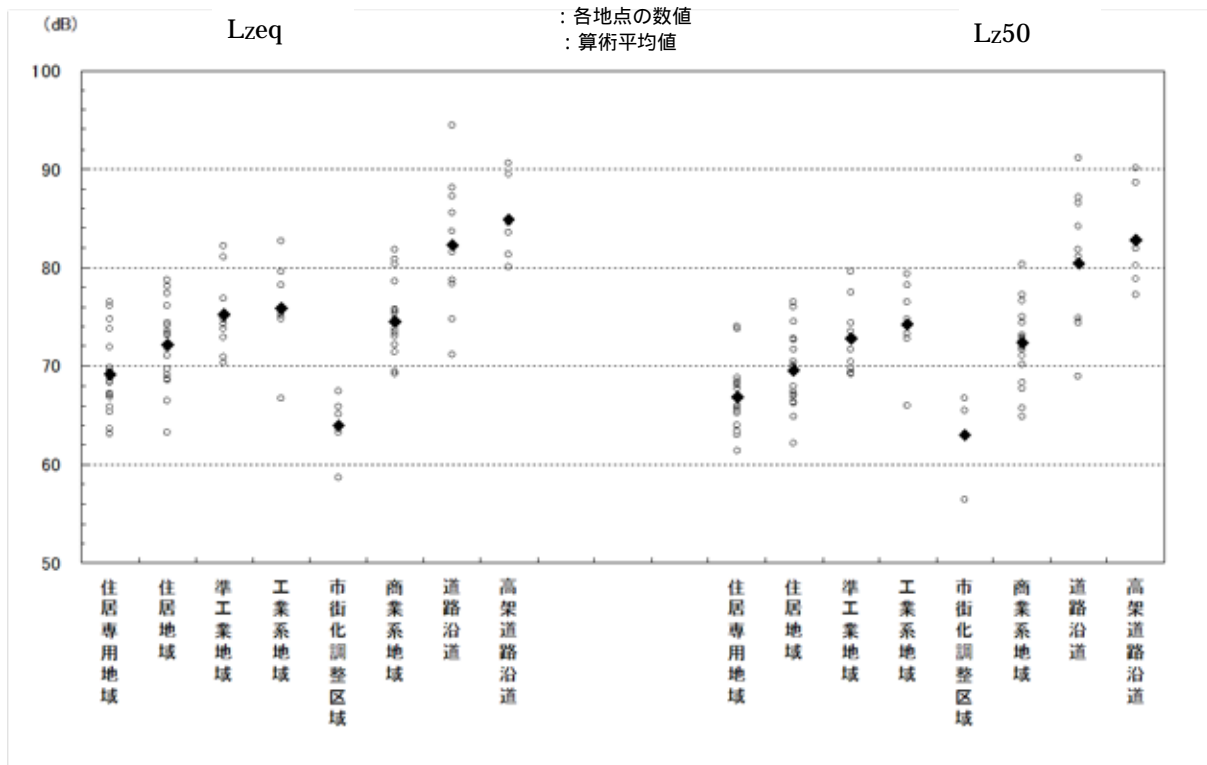
(b) 新幹線鉄道振動

平成 29 年度の市内の新幹線鉄道振動（東海道新幹線・山陽新幹線）の測定結果は 48～59 デシベルとなっている。

(7) 低周波音

低周波音とは、概ね 1～100Hz の音のことをいい、その中でも、人間の耳では特に聞こえにくい 20Hz 以下の音を超低周波音という。例えば、船やバス・トラック等のエンジン音、大きな滝の水が滝壺に落ちる音、波が防波堤で砕ける音等に低周波音が多く含まれている。

「大阪府環境白書 2018 年度版」によると、大阪府では、一般環境中の低周波音の実態を把握するために、平成 14 年～16 年度に府下 93 地点で測定を実施している。その結果は、図 3.2.8 に示すとおりである。一般環境中の低周波音の等価音圧レベルは、商業系地域で 69～82 デシベル、道路沿道で 71～94 デシベル、高架道路沿道で 80～91 デシベルとなっている。



出典：「大阪府環境白書 2018 年版（平成 30 年版）」（大阪府）

図 3.2.8 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(8) 地盤沈下

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 27 年度の市内の地盤沈下の水準測量による調査結果は、水準点 205 地点のうち、平成 24 年度と比べて、-2cm 以上変動した地点が 0 地点（0%）、-2～-1cm 変動した地点が 8 地点（3.9%）、-1～0cm 変動した地点が 94 地点（45.9%）、変動なしが 7 地点（3.4%）、0cm～+1cm 変動した地点が 96 地点（46.8%）、+1cm 以上変動した地点が 0 地点（0%）となっている。

(9) 悪臭

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 29 年度の市内における悪臭についての苦情件数は 228 件で、全公害苦情件数 1,403 件の 16.3%を占めていた。発生源別では、「工場・事業場」の苦情件数が 83 件と最も多く、全悪臭苦情件数の 36.4%を占めており、次いで「その他」の苦情件数 53 件（23.2%）となっている。

(10) 日照障害

日照障害は、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年大阪市条例第 62 号(最終改正：令和元年大阪市条例第 9 号)）に基づき、日影規制が行われている。

(11) 電波障害

電波障害とは、建築物がテレビ電波を遮へいすること等によって、テレビ電波の受信に障害が生じることである。高層建築や鉄塔等の影響で発生することが多いとされている。

(12) 廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみ及びし尿に分類される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた 20 種類のことをいう。

(a) 一般廃棄物（ごみ）

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、大阪市では、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用の取組を積極的に推進してきた結果、ごみ処理量は、平成 27 年度に 92 万トン、平成 28 年度に 90 万トン、平成 29 年度に 90 万トンとなる等着実に減少している。また、平成 28 年 3 月には「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、前計画で将来目標としていた「2025 年度のごみ処理量 90 万トン」とする減量目標を「84 万トン」に見直す等、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、ごみの発生抑制や再使用の取組（2R）をより一層進め、ごみ減量の流れを継続・発展させることとしている。

(b) 産業廃棄物

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 27 年度に実施した排出実態調査の結果、平成 26 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 690 万トン（公共施設を含む）であり、そのうち 685 万トン（99.3%）が中間処理され、331 万トン（48.0%）の処理残さが生じ、354 万トン（51.4%）が減量化されている。再生利用量は、直接再生利用される 1.1 万トンと処理後再生利用される 320 万トン を合わせた 321 万トンで、最終処分量は、直接最終処分される 3.5 万トンと処理後最終処分される 11 万トン を合わせた 14 万トンとなっている。

(13) 景 観

大阪市においては、「都市計画法」(昭和43年法律第100号(最終改正:平成30年法律第22号))に基づき風致地区が指定されている。事業計画路線は、風致地区には指定されていない。

なお、大阪市では、都市景観の形成に係る施策を総合的・体系的に推進するため、平成10年に「大阪市都市景観条例」を制定し、平成29年10月1日から新しい「大阪市景観計画」が施行されている。事業計画路線は、都心景観形成区域に指定されるとともに、中之島地区及びなにわ筋地区は重点届出区域に指定されている。また、土佐堀通～長堀通は都心中央部景観配慮ゾーン、なにわ筋は道路景観配慮ゾーンにそれぞれ指定されている。

(14) 地球環境

企業活動や生活活動の中での資源・エネルギー消費は、多量の二酸化炭素等の温室効果ガスや硫酸化物等酸性雨の原因物質の排出に伴い、地球環境問題の原因となっている。

「大阪市環境白書 平成30年度版」によると、地球温暖化対策の取組により、2016年度(平成28年度)における大阪府域からの温室効果ガス排出量は1,947万トン-CO₂となっており、1990年度(平成2年度)と比べて約9%減となっている。

(15) 公害苦情

平成29年度の大阪府域及び事業計画路線の周辺地域における公害苦情件数は、表3.2.16に示すとおりである。

表3.2.16 公害苦情件数(平成29年度)

区分		大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
区名								
大	阪 市	247	2	825	89	228	12	1,403
周 辺 地 域	北 区	12	0	57	0	19	1	89
	福 島 区	6	0	26	5	12	0	49
	中 央 区	19	2	123	5	9	1	159
	西 区	12	0	36	2	5	3	58
	浪 速 区	6	0	38	6	3	0	53
	西 成 区	6	0	30	3	69	1	109
	計	61	2	310	21	117	6	517

(注) 1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典: 「大阪市環境白書 平成30年度版」(大阪市)

3.2.3 自然環境の概要

(1) 気象

大阪管区気象台の観測結果によると、平成30年の大阪の年平均気温は、17.4（平年値16.9）、年間降水量は1,651.5mm（平年値1,279.0mm）、年間日照時間は2,265.6時間（平年値1996.4時間）となっており、前年に比べ、年平均気温は0.6上昇し、年間降水量は376.0mm増加し、年間日照時間は81.0時間増加となった。

(2) 地象

(a) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、西は大阪湾に面し、北・東・南の三方は標高600mから1,100mの北摂、金剛・生駒、和泉葛城の山地に囲まれている。この大阪平野には、北東部を京都盆地から淀川が、また中央部を奈良盆地から大和川がそれぞれ貫流している。

大阪市の地形は、中央部からやや東寄りに南北9km、東西2kmにわたって上町丘陵地があり、その東側は扇状地性低地、西側は自然堤防・砂州、三角州性低地が広がっている。臨海部は埋立地となっている。

事業計画路線の周辺地域の地形は、三角州性低地となっており概ね平坦である。

(b) 地質

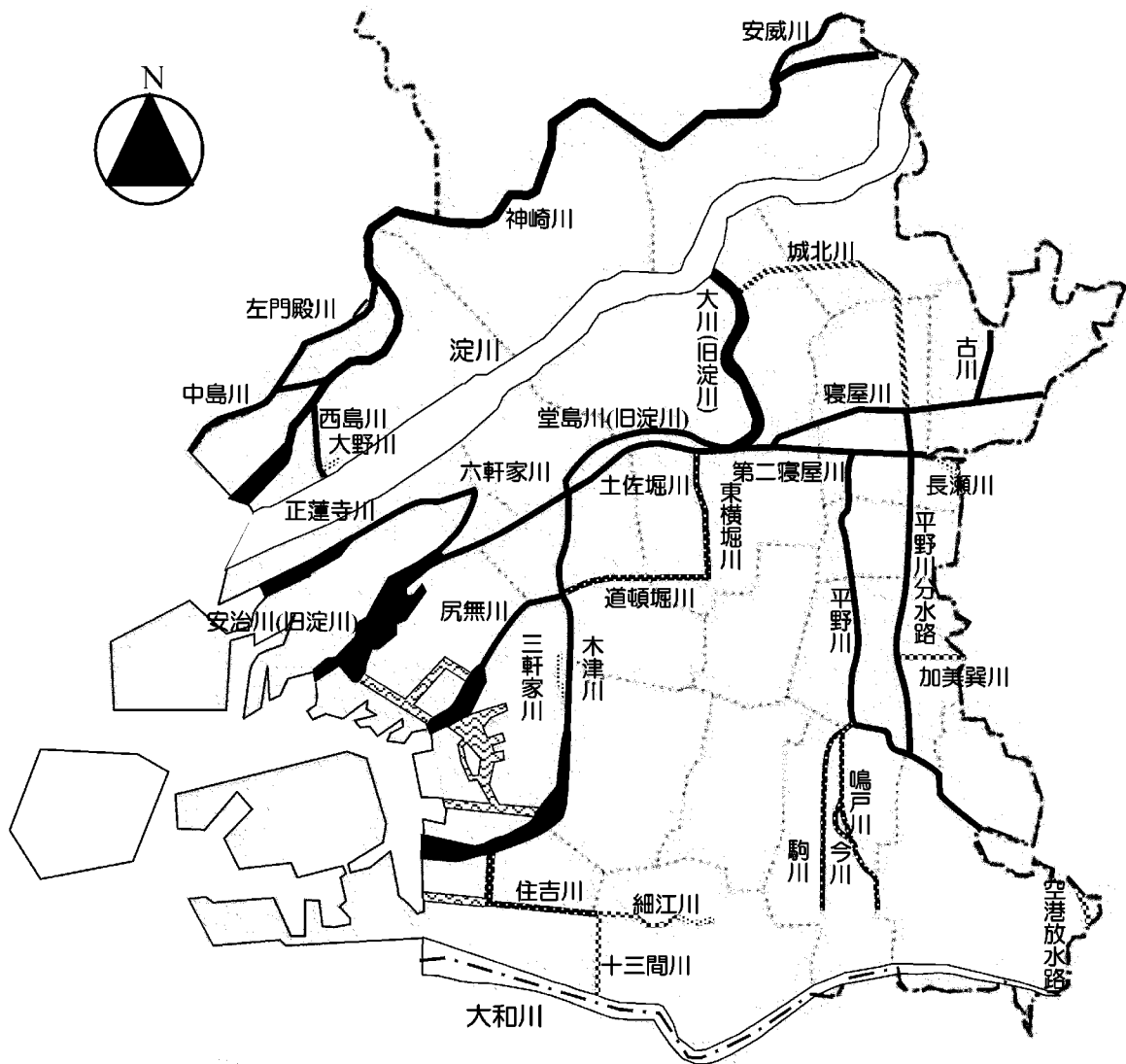
大阪市の地質は大部分が沖積層に属しているが、東部及び南部に連なる上町丘陵地は和泉山麓の台地の北縁が市内に延びて台地を成しているもので、大阪層群と呼ばれる洪積層である。

事業計画路線の周辺地域は、沖積粘土層及び沖積砂層となっている。

(3) 水象

大阪市内における河川管理図は、図3.2.9に示すとおりである。

大阪市内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川、堂島川、安治川等が流れている。また、大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合わせて、京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。大阪市の南端には大和川水系がある。



凡例	河川法取り扱い	管理者
—	1級河川	国土交通大臣
—	1級河川(指定区間)	大阪府知事
●●●●	1級河川(指定区間)	大阪市長
▨▨▨▨	1級河川(指定区間)	大阪市長(知事から委任・委託)
▣▣▣▣	準用河川	大阪市長
▤▤▤▤	普通河川	大阪市長
- - -		市界
- - -		区界

出典：「大阪市地域防災計画<資料編>」（平成29年11月 大阪市）

図3.2.9 大阪市内河川管理図

(4) 動物・植物・水生生物

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 29 年度には市内河川 19 地点において魚類生息状況調査が行われており、メダカやドジョウ、ニホンウナギ等の絶滅危惧種を含め、在来種 46 種が確認された。道頓堀川では、コウライモロコ、ワカサギ、ボラ、マハゼ等が確認された。また、平成 25 年度に河川及び海域で実施した底生生物(貝類や甲殻類等)調査ではハクセンシオマネキ(カニの仲間)やカワニナの仲間等の絶滅危惧種を含め、148 種の底生生物が確認された。

(5) レクリエーション資源

事業計画路線の周辺地域における公園等の分布状況は、図 3.2.10 に示すとおりである。

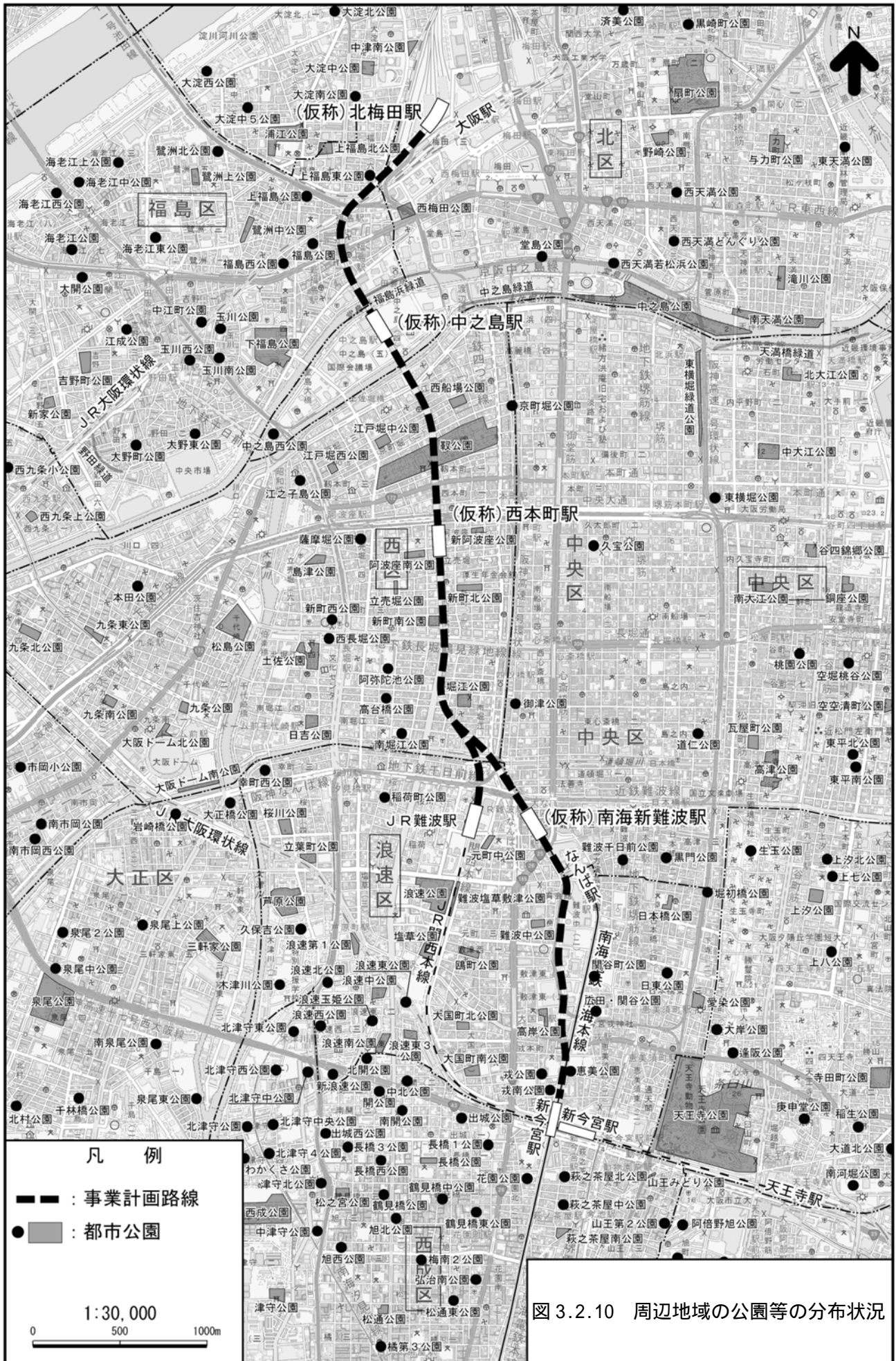


図 3.2.10 周辺地域の公園等の分布状況

出典：「国土数値情報 都市公園データ」（平成 23 年度、国土交通省 国土政策局 国土情報課）
 「大阪市都市公園一覧表」（平成 30 年 4 月 1 日現在 大阪市建設局）

3.2.4 社会的文化的環境の概要

(1) 文化財

大阪市域及び事業計画路線の周辺地域における「文化財保護法」（昭和25年法律第214号(最終改正：平成30年法律第42号)）に基づく指定文化財の状況は、表3.2.17に示すとおりである。また、事業計画路線の周辺地域における指定文化財等の分布状況は、図3.2.11に示すとおりである。

事業計画路線は、一部の区間で周知の埋蔵文化財包蔵地を通過する計画となっている。

なお、大阪市では「大阪市文化財保護条例」（平成11年大阪市条例第5号）により、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で大阪市域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のための必要な措置を講じている。

表3.2.17(1) 指定文化財の状況（府・市指定）

【府・市指定】

（平成29年5月1日時点）

指定	市区名	有形文化財							無形文化財		民俗文化財			記念物			合計					
		総 数	絵 画	彫 刻	書 跡 等	工 芸 品	考 古 資 料	歴 史 資 料	建 造 物	総 数	芸 能 関 係	工 芸 技 術 者	総 数	有 形 民 俗	無 形 民 俗	記 録 選 択		総 数	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	
府	大阪市	45	4	8	3	15	8	1	6	1	-	1	10	4	3	3	24	14	1	9	80	
	周辺地域	北区	7	2	1	2	2	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	1	1	-	-	10
		福島区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1
		中央区	10	2	-	1	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	14
		西区	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2
		浪速区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	1	-	2
		西成区	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2
	計	19	4	1	3	7	3	-	1	-	-	-	5	2	1	2	7	6	1	-	31	
市	大阪市	185	31	49	3	2	21	66	13	2	1	1	28	17	11	-	11	7	4	-	226	
	周辺地域	北区	22	5	7	-	-	1	8	1	-	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	24
		福島区	3	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
		中央区	30	4	3	-	1	10	9	3	-	-	-	2	-	2	-	3	2	1	-	35
		西区	12	1	3	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	13
		浪速区	6	-	1	1	-	-	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	7
		西成区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	73	11	14	1	1	12	30	4	-	-	-	4	1	3	-	5	4	1	-	82	

出典：大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」より作成

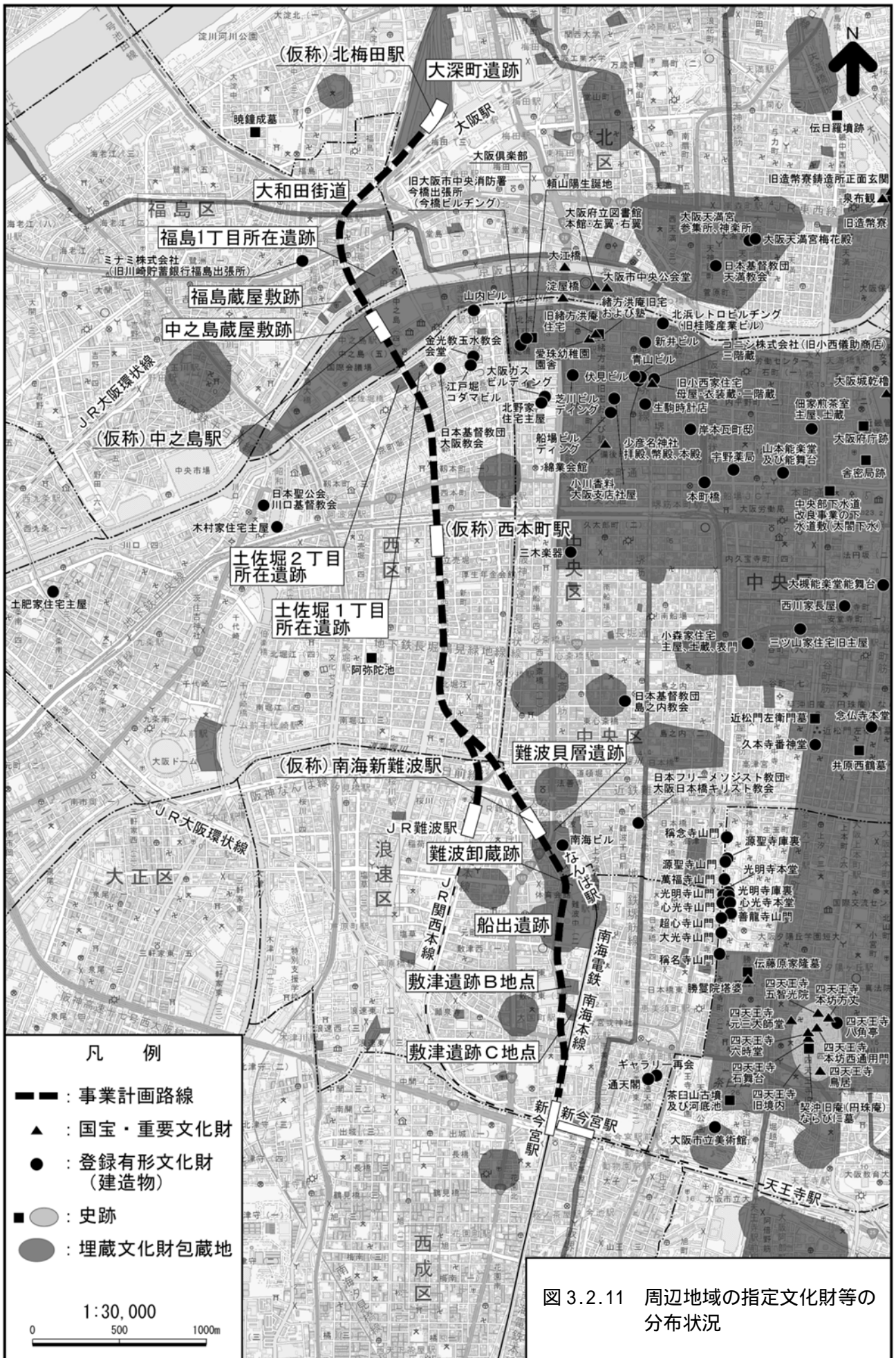
表 3.2.17(2) 指定文化財の状況（国指定）

【国指定】

（平成 29 年 4 月 1 日時点）

市区名	国 宝						重 要 文 化 財							重要無形文化財		重要無形民俗文化財	無形民俗文化財	記念物		重要美術品					登録有形文化財 (建造物)	合 計				
	総 数	絵 画	書 跡 等	工 芸 品	考 古	建 造 物	総 数	絵 画	彫 刻	書 跡 等	工 芸 品	考 古 資 料	歴 史 資 料	建 造 物	総 数			芸 能 関 係	工 芸 技 術 者	総 数	特 別 史 跡	史 跡	総 数	絵 画			陶 器	書 跡 等	工 芸 品	考 古
大 阪 市	35	8	8	17	1	1	267	56	16	53	107	12	1	20	3	3	-	2	2	9	1	8	34	2	1	14	1	16	78	430
周 辺 地 域	北 区	2	-	-	2	-	-	32	5	1	-	20	-	-	6	-	-	-	-	1	-	1	8	-	-	-	-	8	3	46
	福 島 区	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	中 央 区	3	-	3	-	-	-	42	6	1	21	4	4	-	6	2	2	-	-	4	1	3	4	1	-	2	-	1	26	81
	西 区	-	-	-	-	-	-	4	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	10
	浪 速 区	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5
	西 成 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
計	5	-	3	2	-	-	82	12	3	22	29	4	-	12	2	2	-	-	-	5	1	4	12	1	-	2	-	9	40	146

出典：大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」より作成



出典：「国土数値情報 都道府県指定文化財データ」（平成 26 年度、国土交通省 国土政策局 国土情報課）、大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」より作成

3.2.5 環境基準等

(1) 「環境基本法」に基づく環境基準

国は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号(最終改正：平成30年法律第50号)）第16条の規定に基づいて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に係る環境基準を定めている。その概要は、以下に示すとおりである。

(a) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10項目について、表3.2.18に示すとおり定められている。また、環境基準の評価方法は、表3.2.19に示すとおり定められている。

表 3.2.18 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号(最終改正：平成8年環境庁告示第73号))
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号(最終改正：平成8年環境庁告示第74号))
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号(最終改正：平成30年環境庁告示第100号))
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 3.2.19 環境基準の評価方法

物質	評価方法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的 評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的 評価	年間にわたる1日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化窒素	98パー セント 値評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には達成されていないものと評価する。 ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定値の1日平均値は、用いないものとする。
微小粒子状物質	短期的 評価	測定結果（1日平均値）の年間98パーセント値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
	長期的 評価	測定結果（1日平均値）の1年平均値について評価を行うものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均 値評価	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号（最終改正：平成8年環境庁告示第73号））
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号（最終改正：平成8年環境庁告示第74号））
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（環境省水・大気環境局長通知（平成21年9月9日環水大総発第090909001号））
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号（最終改正：平成13年環境省告示第30号））

(b) 公共水域の水質汚濁に係る環境基準

公共水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.20 に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）は表 3.2.21 にそれぞれ示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ほう素及びびっ素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の27項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）等の基準を設定し、それぞれの公共用水域について水域類型を指定することにより、当該公共用水域の環境基準を具体的に示すこととなっている。

大阪市内河川における環境基準の類型指定の状況は、図 3.2.12 に示すとおりである

表 3.2.20 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

	項 目	基 準 値	対象水域	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	直ちに達成し、維持するように努める
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.05 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	P C B	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
12	1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
13	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
14	1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下		
15	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
19	チウラム	0.006 mg/L以下		
20	シマジン	0.003 mg/L以下		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
23	セレン	0.01 mg/L以下		
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
25	ふっ素	0.8 mg/L以下		
26	ほう素	1 mg/L以下		
27	1,4 - ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 5. 測定方法は省略。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：平成31年環境省告示第46号)）

表 3.2.21 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

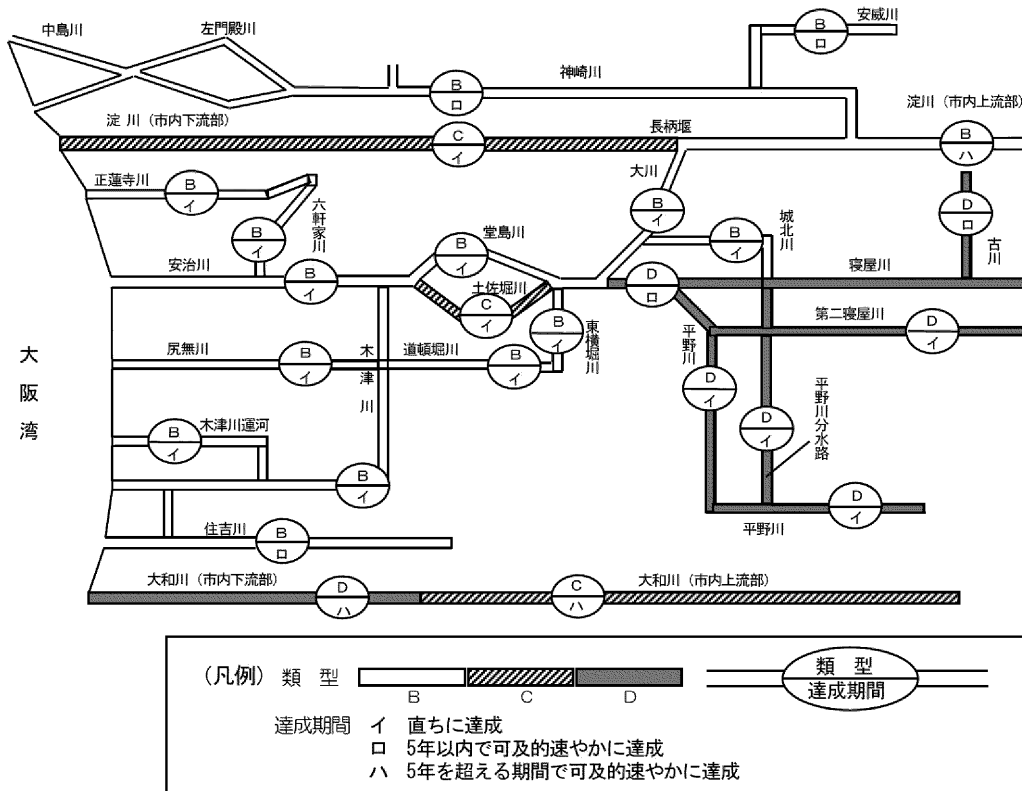
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図3.2.12に示すとおりとする。				

(注) 基準値は、日間平均値とする。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図3.2.12に示すとおりとする。		

(注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正：平成31年環境省告示第46号））



出典：「大阪市環境白書 平成 30 年度版」（大阪市）

図 3.2.12 大阪市内河川における水域類型、達成期間

(c) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.22 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の28項目について定められている。

表 3.2.22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	対 象	達成期間
1 カドミウム	0.003 mg/L以下	すべての地下水	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。 (ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)
2 全シアン	検出されないこと		
3 鉛	0.01 mg/L以下		
4 六価クロム	0.05 mg/L以下		
5 砒素	0.01 mg/L以下		
6 総水銀	0.0005mg/L以下		
7 アルキル水銀	検出されないこと		
8 PCB	検出されないこと		
9 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10 四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下		
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
14 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
17 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
20 チウラム	0.006 mg/L以下		
21 シマジン	0.003 mg/L以下		
22 チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
23 ベンゼン	0.01 mg/L以下		
24 セレン	0.01 mg/L以下		
25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
26 ふっ素	0.8 mg/L以下		
27 ほう素	1 mg/L以下		
28 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 5. 測定方法は省略。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号(最終改正：平成31年環境省告示第54号))

(d) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.23 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等の 29 項目について定められている。

表 3.2.23 土壌の汚染に係る環境基準

	項 目	環境上の条件
1	カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
4	鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
5	六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること
6	砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
7	総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	P C B	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
11	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
12	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
19	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること
20	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
22	チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
23	シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること
24	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
25	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
26	セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
27	ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること
28	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
29	1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること

- (注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号（最終改正：平成 31 年環境省告示第 48 号））

(e) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2.24 に、地域の類型指定は表 3.2.25 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.24 騒音に係る環境基準

第 1 環境基準		
<p>1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。</p>		
地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
<p>(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。</p>		
<p>ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p>		
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
<p>備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p>		
基準値		
昼間	夜間	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	
<p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。</p>		
<p>2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。 (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。 この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。 (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。 (3) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。 (4) 騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を用いることとする。 (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。 なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。</p>		
<p>3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。 (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。 (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。</p>		
第 2 達成期間等		
<p>1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。 (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目処として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。 (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。</p>		
<p>2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。</p>		
<p>3 夜間の騒音レベルが 73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。</p>		
第 3 環境基準の適用除外について		
<p>この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。</p>		
附則		
<p>この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
<p>(注) 1. 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年環大企第 257 号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。 ・道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）。 ・前項に掲げる道 0 路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。 また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。 ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル ・2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル</p>		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号(最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)）

表 3.2.25 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	対象地域
A	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成22年10月1日大阪市告示第1124号）

(f) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号(最終改正:平成 26 年法律第 72 号))
 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)
 及び土壌汚染に係る環境基準が、表 3.2.26 に示すとおり定められている。

表 3.2.26 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg - TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg - TEQ / L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg - TEQ / g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg - TEQ / g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg - TEQ / g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg - TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

(注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 2. 水質汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号(最終改正:平成 21 年環境省告示第 11 号))

(2) 環境保全関係法令

(a) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪府環境基本条例」を平成7年3月に制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」が平成6年3月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成6年3月に制定されている。

(b) 大気汚染に係る規制

(ア) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号(最終改正：平成29年法律第45号))では、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙発の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号(最終改正：平成30年大阪府条例第47号))では、ばい煙(ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物)及び粉じん(一般粉じん、特定粉じん)を規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

(イ) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業)について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(ウ) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号(最終改正：平成18年環境省告示第142号))により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環

境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号(最終改正:平成27年法律第76号))の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号(最終改正:平成23年法律第105号))(以下「自動車NO_x法」という。)では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として定めており、対象事業実施区域の周辺地域はその地域に該当している。「自動車NO_x法」では、特定地域における特定の種類の自動車(特定自動車)について、窒素酸化物の排出量に関する基準(特定自動車排出基準)が定められており、いわゆる車種規制が行われている。

さらに、大都市地域における窒素酸化物(NO_x)による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質(PM)による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、平成13年6月に自動車NO_x法を改正し、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO_x・PM法)が制定された。

この法律は、自動車交通が集中し、自動車排出ガス単体規制の強化等の従来の措置ではこれらの物質の環境基準の確保が困難な地域(対策地域)において、総量削減基本方針に基づき同物質の総量削減計画を策定することとなっている。大阪府では、平成27年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を全ての監視測定局において継続的、安定的に達成することを目標とする「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(第3次)」を平成25年6月に策定した。

大阪市では、平成19年2月に「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、その後、平成23年3月に「大阪市環境基本計画」に引き継がれ、自動車排出ガス対策として、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化等の交通環境対策や、次世代自動車等の更なる普及促進を推進している。

(I) その他の規制

建設機械の稼働に係る粉じん等に対して、国が実施する環境保全に関する施策による基準等は示されていないが、道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)では10t/km²/月が示されている。

(c) 水質汚濁に係る規制

(ア) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号(最終改正:平成28年法律第47号))では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号(最終改正:平成27年法律第78号))で

は、特定施設を設置する工場・事業場から公共水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50m³以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

また、「大阪市下水道条例」（昭和26年大阪市条例第14号（最終改正：平成30年3月大阪市条例44号））では特定施設を使用する者は、その水質が排出しようとする公共下水道への排出口において基準に適合するよう定められている。

（イ）地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

（d）土壤汚染

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

また、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号（最終改正：平成29年法律第45号））では、特定有害物質（鉛、砒素等26物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壤汚染対策法」に加えて府域の土壤汚染に対応し、土壤汚染による府民の健康影響を防止するため、土壤汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月に施行している。調査対象物質として土壤汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。管理有害物質及び基準値は、表3.2.27に示すとおりである。

表 3.2.27 管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量基準 〔mg/L〕		
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	揮発性有機化合物 〔第1種特定有害物質〕	クロロエチレン		0.002以下	0.02以下	
		四塩化炭素		0.002以下	0.02以下	
		1,2-ジクロロエタン		0.004以下	0.04以下	
		1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	1以下	
		1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	0.4以下	
		1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	0.02以下	
		ジクロロメタン		0.02以下	0.2以下	
		テトラクロロエチレン		0.01以下	0.1以下	
		1,1,1-トリクロロエタン		1以下	3以下	
		1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	0.06以下	
		トリクロロエチレン		0.03以下	0.3以下	
		ベンゼン		0.01以下	0.1以下	
		重金属等 〔第2種特定有害物質〕	カドミウム及びその化合物	150以下	0.01以下	0.3以下
	六価クロム化合物		250以下	0.05以下	1.5以下	
	シアン化合物		遊離シアン 50以下	検出されないこと	1.0以下	
	水銀及びその化合物				0.0005以下	0.005以下
			うちアルキル水銀	15以下	検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物		150以下	0.01以下	0.3以下	
	鉛及びその化合物		150以下	0.01以下	0.3以下	
	砒素及びその化合物		150以下	0.01以下	0.3以下	
	ふっ素及びその化合物		4000以下	0.8以下	24以下	
	ほう素及びその化合物		4000以下	1以下	30以下	
	農薬等 〔第3種特定有害物質〕	シマジン		0.003以下	0.03以下	
		チオベンカルブ		0.02以下	0.2以下	
		チウラム		0.006以下	0.06以下	
		PCB		検出されないこと	0.003以下	
		有機りん化合物		検出されないこと	1以下	
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下			

（注）mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液1リットルにつきミリグラム）、
pg-TEQ/g（土壌1gにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号（最終改正：平成31年環境省令第3号））
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号（最終改正：平成30年大阪府規則第62号））

(e) 騒音

(ア) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号（最終改正：平成26年法律第72号））では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機等の特定施設を設置する工場・事業場について、表3.2.28に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表3.2.28に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機等の届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

表3.2.28 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼 間	夕	夜 間
		(午前6時から 午前8時まで)	(午前8時から 午後6時まで)	(午後6時から 午後9時まで)	(午後9時から翌日 の午前6時まで)
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の 周囲50メートルの区域及 び第二種区域の境界線か ら15メートル以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - 第四種区域：工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び収用施設を有する診療所であって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)をいう。
4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号))
「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」(昭和61年4月1日大阪市告示第246号)
「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」(昭和61年4月1日大阪市告示第247号)

(イ) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業等の特定建設作業について、表3.2.29に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表3.2.29に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表3.2.29 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法 ・ 条 例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デ シ ベル	19 時 ～ 翌 日 の 7 時	22 時 ～ 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内		日 曜 日 及 び 休 日
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業*								
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
条 例	9. 6. 7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザを使用する作業								
	10. コンクリートカッターを使用する作業*								
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

- (注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号（最終改正：平成30年大阪府規則第62号））
 「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月1日大阪府告示第246号）
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月1日大阪府告示第248号）

(ウ) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 3.2.30 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べる事ができるとしている。

表 3.2.30 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号（最終改正：平成 30 年大阪府規則第 62 号））

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成 12 年 3 月 24 日大阪市告示第 277 号）

(I) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(オ) 在来鉄道の騒音

在来鉄道については環境基準や規制基準の規定はないが、環境庁（現「環境省」）は平成7年12月に、これまでの検討結果をもとに、新規に供用される区間及び大規模な改良を行った後供用される区間における列車の走行に伴う騒音について、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を定め、平成7年12月20日付けで都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知するとともに、関係省庁に協力依頼を行っている。

指針の内容は、表3.2.31に示すとおりである。

表3.2.31 在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

新線	等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7~22時)については60dB(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減につとめること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

- (1) 本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。
 - 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
 - 地下区間(半地下、掘り割りを除く)。
 - 踏切等防音壁(高欄を含む)の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
 - 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。
- (2) 本指針の適用にあたっては、以下の点に注意すること。
 - この指針は、許容限度や受忍限度とは異なること。
 - 測定方法が異なる場合、これらを単純に比較することはできないこと。
 - この指針は、在来鉄道の走行音に係る住民反応調査等を設定の基礎資料としたものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできないこと。
- (3) その他
 - 学校、病院その他特に静穏を要求する施設、線路に著しく近接した施設等があらかじめ存在していた場合など、特殊な事情により騒音問題が発生する場合には、必要に応じた対策を講じること。
 - 測定点と異なる場所において鉄道騒音が問題となる場合には、参考のため、当該問題となる場所においても併せて測定を行うことが望ましい。

出典：「在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大-174号）

(f) 振動に係る規制

(ア) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和51年法律第64号(最終改正：平成26年法律第72号)）では、金属加工機械及び圧縮機等の特定施設を設置する工場・事業場について、表3.2.32に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表3.2.32に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機等の届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

表 3.2.32 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 〔午前 6 時から 午後 9 時まで〕	夜 間 〔午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで〕
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域()		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域()	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の地域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第二種区域()に該当する地域以外の地域
 第二種区域()：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域()に該当する地域以外の地域
 第二種区域()：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第 53 条第 2 号に掲げる地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)をいう。
4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号))
 「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」(昭和61年 4 月 1 日大阪市告示第251号)

(イ) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業等の特定建設作業について、表 3.2.33 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 3.2.33 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(ウ) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 3.2.34 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 3.2.33 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法・条例	1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)	75 デシベル	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		日曜日及び休日
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
	4. プレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業*								
条例	5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業								

- (注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「振動規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号))
 「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」(昭和61年4月1日大阪市告示第250号)
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域」(昭和61年4月1日大阪市告示第252号)

表 3.2.34 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	〔午前6時から 午後9時まで〕	〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 区域の区分は、以下に示すとおりである(ただし、工業専用地域、関西国際空港・大阪国際空港・八尾空港の敷地、工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く)。
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域
- 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号))
 「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に基づく区域及び時間」(昭和61年4月1日大阪市告示第253号)

(I) 鉄道振動に係る規制

在来鉄道については環境基準や規制基準の規定はないが、新幹線については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日 環大特32号）があり、“新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること”、“病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること”とする指針がある。

(g) 地盤沈下

「工業用水法」（昭和31年法律第146号（最終改正：平成26年法律第69号））では、工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号（最終改正：平成12年法律第91号））では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、給水人口5,000人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

法律及び条例による地下水採取規制は、図3.2.13に示すとおりである。

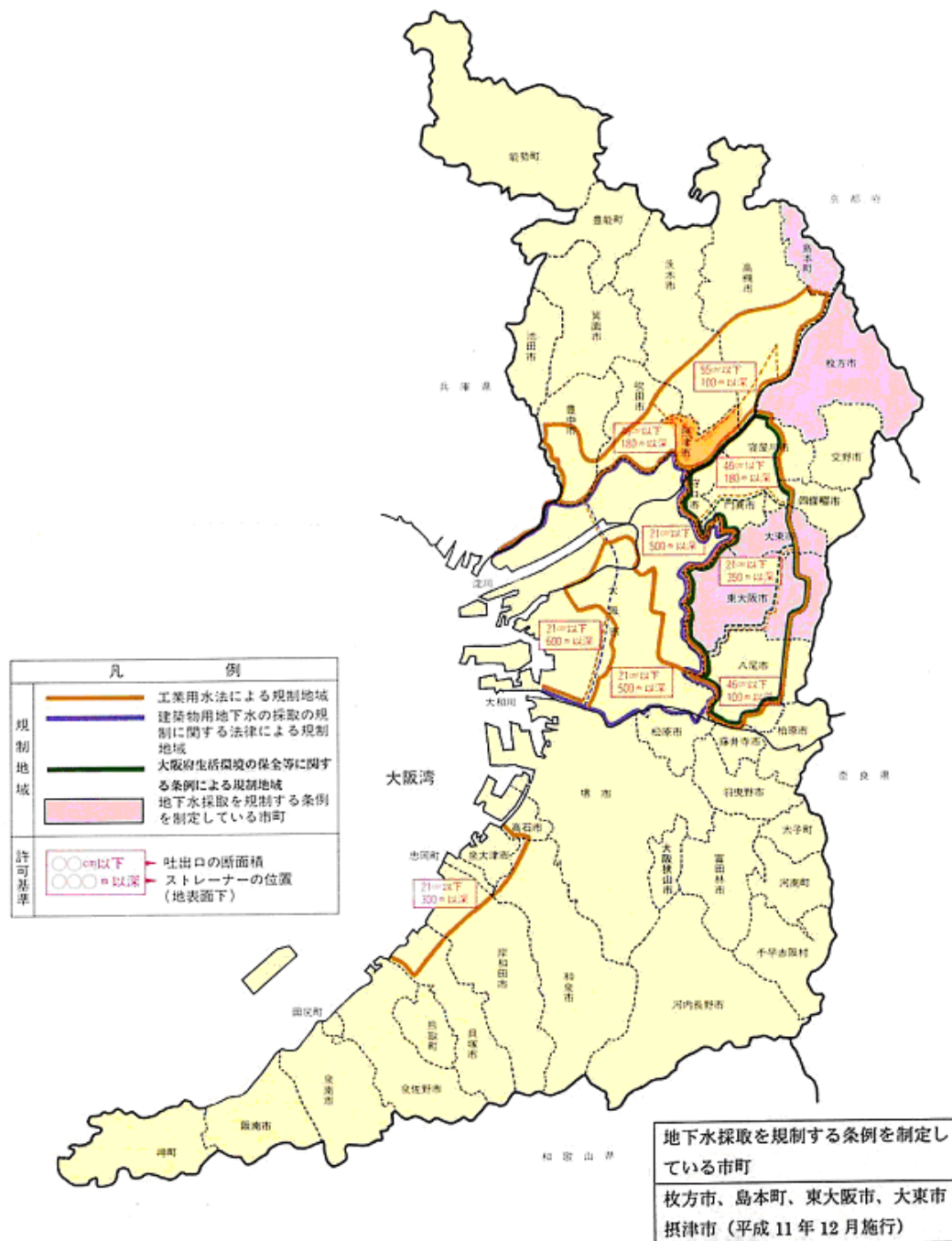
(h) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号（最終改正：平成23年法律第122号））では、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素及びトルエン等22物質）について、表3.2.35に示す規制基準（事業場の敷地境界線の地表における基準）が定められている。大阪市では、「悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準」（平成18年大阪市告示第103号）で悪臭の規制基準として、敷地境界線における臭気指数10を定めている。

表 3.2.35 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の 1	
メチルメルカプタン	同	1,000,000分の 0.002
硫化水素	同	1,000,000分の 0.02
硫化メチル	同	1,000,000分の 0.01
二硫化メチル	同	1,000,000分の 0.009
トリメチルアミン	同	1,000,000分の 0.005
アセトアルデヒド	同	1,000,000分の 0.05
プロピオンアルデヒド	同	1,000,000分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.009
イソブチルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.009
イソバレルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.003
イソブタノール	同	1,000,000分の 0.9
酢酸エチル	同	1,000,000分の 3
メチルイソブチルケトン	同	1,000,000分の 1
トルエン	同	1,000,000分の10
スチレン	同	1,000,000分の 0.4
キシレン	同	1,000,000分の 1
プロピオン酸	同	1,000,000分の 0.03
ノルマル酪酸	同	1,000,000分の 0.001
ノルマル吉草酸	同	1,000,000分の 0.0009
イソ吉草酸	同	1,000,000分の 0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号(最終改正：平成 23 年環境省令第 32 号))



出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 29 年度版）」（環境省）

図 3.2.13 法律及び条例による地下水採取規制

(i) 日照障害

「建築基準法」(昭和25年法律第201号(最終改正:平成30年法律第67号))では、日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「大阪市建築基準法施行条例」(平成12年大阪市条例第62号(最終改正:平成29年大阪市条例第51号))では、その対象区域及び日影時間(冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで)を、表3.2.36に示すとおり指定している。

表3.2.36 日影時間

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	容積率による区域の区分	敷地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	5/10又は6/10の区域	3時間	2時間
			8/10又は10/10の区域	4時間(外壁の後退距離の限度が1.0メートルの区域で第一種高度地区であるもの又はその限度が1.5メートルにあっては、3時間)	2.5時間(外壁の後退距離の限度が1.0メートルの区域で第一種高度地区であるもの又はその限度が1.5メートルにあっては2時間)
			15/10の区域	5時間(第一種高度地区にあっては4時間)	3時間(第一種高度地区にあっては2.5時間)
			20/10の区域	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	10/10の区域又は15/10の区域	3時間	2時間
			20/10の区域	4時間(第一種高度地区にあっては3時間)	2.5時間(第一種高度地区にあっては2時間)
			30/10の区域	5時間	3時間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	20/10の区域	5時間(第一種高度地区にあっては4時間)	3時間(第一種高度地区にあっては2.5時間)
用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	-	4時間	2.5時間

出典:「建築基準法」(昭和25年法律第201号(最終改正:平成30年法律第67号))

「大阪市建築基準法施行条例」(平成12年大阪市条例第62号(最終改正:平成29年大阪市条例第51号))

(j) 景 観

大阪市では、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」(平成10年大阪市条例第50号(最終改正:平成29年大阪市条例第49号))が定められている。さらに、平成29年10月1日より新しい大阪市景観計画が施行され、地域特性をいかしたきめ細やかな景観誘導を行うための指針となっている。

(k) 文化財

「文化財保護法」(昭和25年法律第214号(最終改正:平成26年法律第69号))では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならないことが定められている。

(l) 大阪地域公害防止計画

公害防止計画は「環境基本法」第17条の規定に基づき、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する諸施策を総合的、計画的に講じることによって公害の防止を図ることを目的として、内閣総理大臣が計画策定を指示し関係都道府県知事が作成するものである。

現在の第9次大阪地域公害防止計画は、平成24年3月に内閣総理大臣の承認を得たものであり、計画の範囲は、大阪府域のうち大阪市、堺市、岸和田市等の29市1町の地域である。

計画の実施期間は平成23年度から32年度までの10年間で、計画の主要課題として、「大阪湾の水質汚濁」、「河川の水質汚濁」を掲げている。

(m) 大阪市環境基本計画等

大阪市では、「大阪市環境基本条例」の「すべての市民は、良好な都市の環境を享受する権利とこれを未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。」という考え方を踏まえて、平成23年に「大阪市環境基本計画」が策定されており、計画の期間は平成32年度までの10年間としている。

大阪市環境基本計画では、持続可能な大都市のモデルである「環境先進都市大阪」を実現するための施策として、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境政策の柱としている。

また、関連計画として「大阪市地球温暖化対策実行計画」、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」等を策定している。

